

薩摩川内市 地域防災計画

【地震災害対策編】

地震災害対策編

令和6年度

薩摩川内市防災会議

薩摩川内市 地域防災計画の目次

地 震 災 害 対 策 編 目 次

	PAGE
第1部 総則	
第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 計画の方針、構成	1-2-1
第3章 防災関係機関の業務の大綱	1-3-1
第4章 市の地域特性及び地震災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	
第1節 地震・津波の想定	1-5-1
第2節 被害の想定	1-5-3
第3節 地震等防災・減災対策の目標	1-5-5
第2部 地震災害予防計画	
第1章 地震災害に強い施設等の整備	
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画	2-1-1
第2節 防災構造化の推進計画	2-1-6
第3節 建築物災害の防止対策推進	
(耐震診断・改修の促進等)計画	2-1-10
第4節 ライフラインの災害防止対策の推進計画	2-1-12
第5節 危険物災害等の防止対策の推進計画	2-1-16
第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進計画	2-1-18
第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え	
第1節 防災組織の整備計画	2-2-1
第2節 通信・広報体制の整備計画	2-2-5
第3節 地震等観測体制の整備計画	2-2-8
第4節 消防体制の整備計画	2-2-9
第5節 避難体制の整備計画	2-2-11
第6節 救助・救急体制の整備計画	2-2-16
第7節 交通確保体制の整備計画	2-2-18
第8節 救援物資等の輸送体制整備計画	2-2-20
第9節 医療体制の整備計画	2-2-22
第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備計画	2-2-23
第11節 複合災害対策体制の整備計画	2-2-28
第3章 市民の防災活動の整備	
第1節 防災知識の普及啓発計画	2-3-1
第2節 防災訓練の実施計画	2-3-4
第3節 自主防災組織の育成計画	2-3-7

	PAGE
第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動促進計画	2-3-12
第5節 防災ボランティアの育成計画	2-3-13
第6節 企業防災の推進計画	2-3-16
第7節 要配慮者の安全確保計画	2-3-17

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画	3-1-1
第2節 情報伝達体制計画	3-1-10
第3節 災害救助法の適用及び運用計画	3-1-12
第4節 受援・応援体制計画	3-1-14
第5節 自衛隊の災害派遣計画	3-1-17
第6節 技術者・技能者及び作業者の確保計画	3-1-19
第7節 ボランティアとの連携等計画	3-1-21
第8節 災害警備体制計画	3-1-23

第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報等の収集・伝達計画	3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	3-2-4
第3節 広報計画	3-2-9
第4節 消防活動計画	3-2-12
第5節 危険物の保安対策計画	3-2-14
第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画	3-2-15
第7節 避難計画	3-2-18
第8節 救助・救急計画	3-2-22
第9節 交通確保・規制計画	3-2-24
第10節 緊急輸送計画	3-2-26
第11節 緊急医療計画	3-2-29
第12節 要配慮者への緊急支援計画	3-2-35

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 食料の供給計画	3-3-1
第2節 応急給水計画	3-3-5
第3節 生活必需品の給与計画	3-3-8
第4節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	3-3-10
第5節 し尿・ごみ・清掃計画	3-3-13
第6節 障害物の除去対策計画	3-3-16
第7節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画	3-3-18
第8節 住宅の供給確保計画	3-3-20
第9節 文教対策計画	3-3-24
第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画	3-3-26

PAGE

第11節 農林水産業災害の応急対策計画	3-3-28
第4章 社会基盤の応急対策	
第1節 電力施設の応急対策計画	3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策計画	3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策計画	3-4-5
第4節 下水道施設の応急対策計画	3-4-7
第5節 電気通信施設の応急対策計画	3-4-8
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画	3-4-9
第7節 鉄道施設の応急対策計画	3-4-11
第4部 地震災害復旧・復興計画	
第1章 公共土木施設等の災害復旧計画	
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画	4-1-1
第2節 激甚災害の指定計画	4-1-3
第2章 被災者の災害復旧・復興支援計画	
第1節 被災者の生活確保計画	4-2-1
第2節 被災者への融資措置計画	4-2-5
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 総則	
第1節 推進計画の目的	5-1-1
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	5-1-2
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として 行う事務又は業務の大綱	5-1-3
第4節 南海トラフ地震の想定	5-1-4
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	
第1節 活動体制の確立	5-2-1
第2節 情報伝達体制の確立	5-2-2
第3章 関係者との連携協力の確保	
第1節 資機材、人員等の配備手配計画	5-3-1
第2節 他機関に対する応援要請計画	5-3-2
第3節 帰宅困難者への対応計画	5-3-3
第4章 時間差発生に備えた対応	
第1節 基本的方針	5-4-1
第2節 平時における対策	5-4-5
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	5-4-7
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	5-4-8
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	5-4-13

PAGE

第5章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節 津波からの防護計画	5-5-1
第2節 津波に関する情報の伝達等計画	5-5-3
第3節 避難対策等計画	5-5-4
第4節 消防機関等の活動計画	5-5-5
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係事業者の対策計画	5-5-6
第6節 交通対策計画	5-5-8
第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策計画	5-5-9
第8節 迅速な救助計画	5-5-11
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5-6-1
第7章 防災訓練計画	5-7-1
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5-8-1

第 1 部 總 則

第1部 総則

第1章 計画の目的等

薩摩川内市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、薩摩川内市防災会議が作成する計画であって、薩摩川内市、鹿児島県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に發揮して、市における災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部第1章 計画の目的等】を参照する。

第2章 計画の方針、構成

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部第2章 計画の方針、構成】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

薩摩川内市の防災基本構想

快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり

地域ぐるみによる高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する災害時の救助体制、避難所、避難場所の周知及び誘導、一般市民はもとより避難行動要支援者に対する防災体制の確立を推進する。

2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり

災害の発生を未然に防止し、又は災害による被害の拡大を防ぐため、関係機関と協力して各種法令に基づく各種防災対策を推進する。

安全・安心な暮らしを実現するため、防災意識向上や、安全対策を含む防災関連情報の周知、地域ぐるみの活動の推進、関係施設の整備、災害発生時に即応できる体制の強化などに努める。

3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり

市内の危険箇所の現状、地域住民のおかれた環境を周知し、過去の災害経験を伝承する。再度の災害に備え、蓄積された災害情報を活かし、防災情報の収集及び伝達体制を確立し、危険箇所や避難情報を迅速に市民へ提供できる体制を目指す。

4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり

自然災害から市民の生命や財産を守り、被害を軽減するため、地震災害や津波災害対策及び土砂災害や洪水害対策など安全で災害に強い社会基盤の整備に取り組みます。

5 市民みんなで考え、行動するまちづくり

市民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、市民における自助、共助による防災意識の高揚と自主防災組織の更なる強化を推進します。

第2 計画の留意事項

1 減災への取組み

災害対策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

2 複合災害への備え

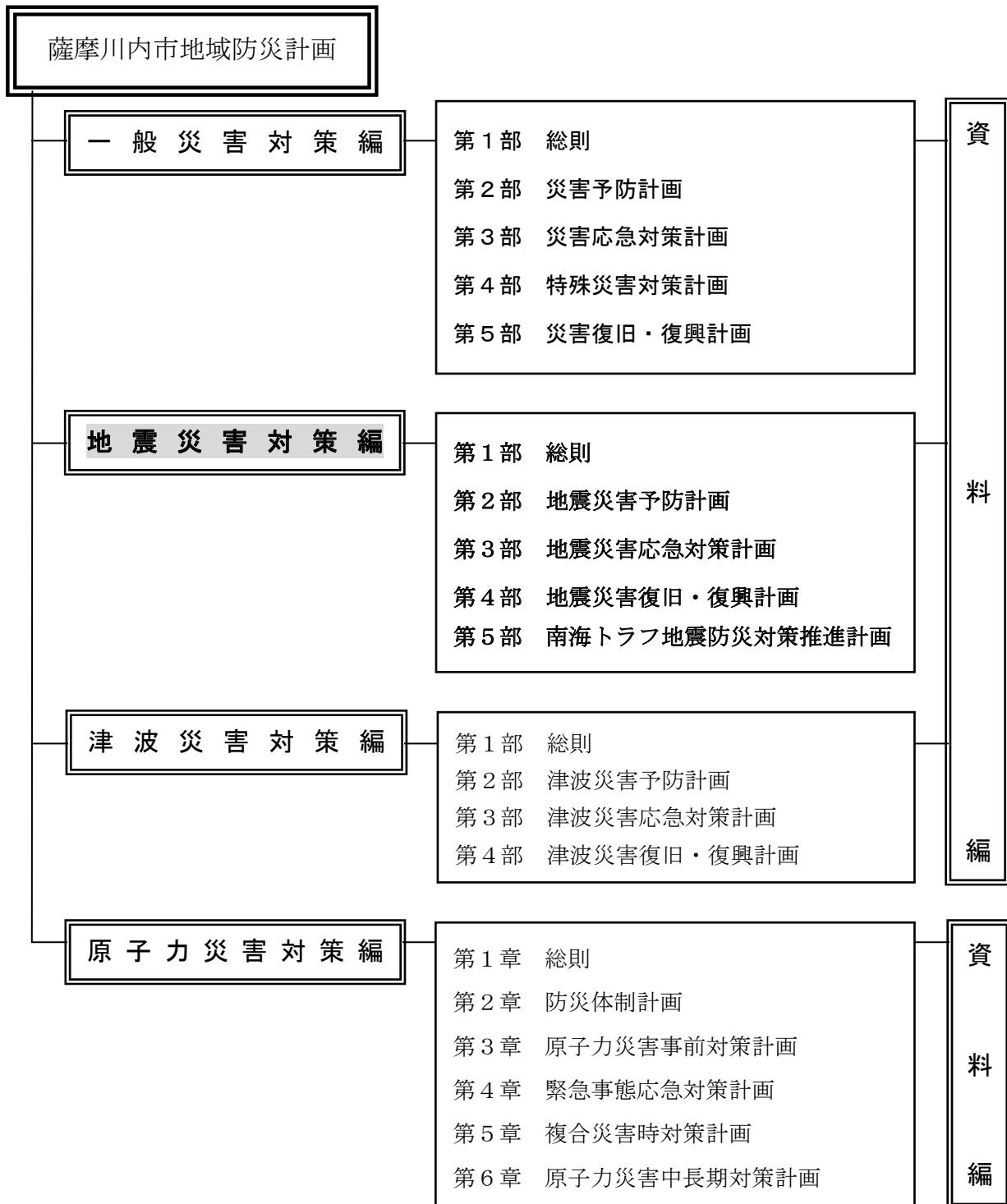
市は、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた復旧・復興の推進

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第3 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地形、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。



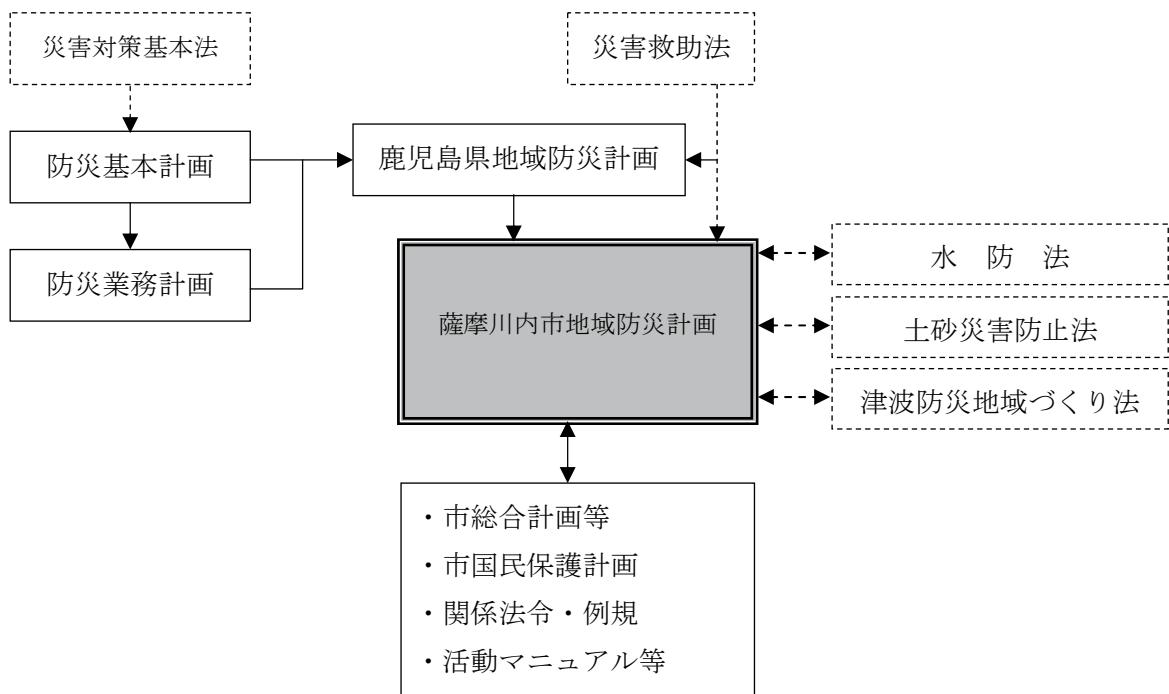
第4 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第5 他計画との関係

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に準拠し、必要な調整を図るとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条の規定に基づく市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



本計画の構成における各編の概要

①一般災害対策編	
第1部 総則	一般災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他）及び特殊災害（林野火災、海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物災害等）に関して、危険箇所の現況、想定される災害を明示し、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。
第2部 災害予防計画	防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に防止するための施設等の整備、事前措置を中心に計画を定める。
第3部 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達及び消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の措置等に係る計画を定める。
第4部 特殊災害対策計画	特殊災害に関する災害発生時における応急的措置についての計画を定める。
第5部 災害復旧・復興計画	災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本の方針、生活安定の確保、資金援助等についての計画を定める。

【 地震災害対策編 総則 】
 <第1部 第2章 計画の方針、構成>

②地震災害対策編	
第1部 総則	地震災害に関して、危険箇所、想定される震源等を明示し、一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部 地震災害予防計画	地震災害発生時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、事前措置等に係る計画を定める。
第3部 地震災害応急対策計画	地震災害発時における応急的措置の対策について、職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部 地震災害復旧・復興計画	地震災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震における関係者との連携確保、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助等に係る計画を定める。
③津波災害対策編	
第1部 総則	津波災害に関して、危険箇所、想定される津波規模等を明示し、一般災害対策同様に防災対策の基本方針等を定める。
第2部 津波災害予防計画	津波災害発時における被害の拡大を防止するため、施設の整備、事前措置等に係る計画を定める。
第3部 津波災害応急対策計画	津波災害発時における応急的措置の対策について、職員の動員配備、災害対策本部の設置基準、被害情報の収集、被災者の救援・救助活動、避難対策等の応急措置に係る計画を定める。
第4部 津波災害復旧・復興計画	津波災害における復旧・復興の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活安定の確保、資金援助等に係る計画を定める。
④原子力災害対策編	
第1章 総則	川内原子力発電所における原子力災害の防災対策について、防災関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定める。
第2章 防災体制計画	原災法の規定による対応として、九州電力からの警戒事態、施設敷地緊急事態の通報及び原子力緊急事態宣言発出時における市の対応基準、活動体制及び組織、所掌事務等を定める。
第3章 原子力災害事前対策計画	原災法及び災対法等に基づき実施する事前対策の基本方針を定め、日常における各種の活動体制の整備、事業者の責務、事業者防災業務計画に関する諸手続き、事業者からの報告の徴収及び立入検査、原子力防災専門官との連携、総合的な訓練等に係る計画を定める。
第4章 緊急事態応急対策計画	警戒事態、施設敷地緊急事態通報時や原子力緊急事態発生時における応急対策を中心に記載し、情報の収集・緊急連絡体制、活動体制、安全確保の方針、防護対策及び被ばく管理、避難誘導、避難場所での生活、要配慮者等への配慮に関する計画を定める。
第5章 複合災害時対策計画	複合災害時における災害応急体制、情報の収集・緊急連絡体制、防護活動、緊急輸送活動体制、救急・救助、消火及び医療活動、市民への情報伝達活動について定める。
第6章 原子力災害中長期対策計画	原子力緊急事態解除宣言後の緊急時モニタリング調査、その結果の公表、市民への心身の健康相談体制の整備、風評被害等の影響を軽減する措置等に係る計画を定める。

第3章 防災関係機関の業務の大綱

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部第3章 防災関係機関の業務の大綱】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

第2 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力する。

1 市民の責務

基本的責務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助けあって確保する」共助が防災の基本である。 市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など、自主的に地震災害に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。 また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市及び県と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の責務

基本的責務
事業所の管理者（事業者）は、自らの防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及び他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 市の地域特性及び地震災害特性

第1 薩摩川内市の地域特性

1 概 要

(1) 地 質

地質については、海岸河口地帯は、安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達し、市域各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫質、粘土層、ローム層その他主として洪積層から構成されている。

本県地質の特徴とされているシラス土壌の沖積は、市域が霧島火山帯の影響が少ない外部に当たるのでシラス土壌の沖積は割合に低く、市域のシラス地帯は、東側の一部に散在する程度であり、その面積は、全体の7～8%程度と思料される。（県全域のシラス地帯の面積は、約51%である。）

2 薩摩川内市の災害の特性【 資料編*1 参照 】

薩摩川内市は、平成9年3月から5月にかけて、震度5強、6弱という大きな地震が、鹿児島県北西部（薩摩地方）を震源として発生し、本市においても、家屋の損壊や崖崩れ、宅地の液状化及び墓石の倒壊による被害等が発生した。今後、より一層の地震に対する警戒が不可欠である。

*1 ● 資料 1.4.2 災害の記録

第5章 災害の想定

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や島嶼を有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災害など、これまで様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにし、対策の目標を示しておく必要がある。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第1部第5章 災害の想定】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から平成25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、平成25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定するまでの想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおり想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）

【 地震災害対策編 総則 】
〈第1部 第5章 災害の想定〉

- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

- 1 想定地震等の位置図【 資料編^{*1}参照 】
- 2 想定地震等の概要【 資料編^{*2} 参照 】
- 3 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要【 資料編^{*3} 参照 】
- 4 想定地震ごとの最大震度【 資料編^{*4} 参照 】

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（災害想定の概要）」（鹿児島県HP）を参照

第5 本市における想定地震

1 想定地震

本計画が前提とする想定地震は、鹿児島県の地震・津波の想定を考慮した上で、県西部直下及び甑島列島東方沖を震源とした震度6強を想定する。

想定地震		最大震度
1	県西部直下の地震(本土)	震度6強
2	甑島列島東方沖の地震(本土)	震度6強

^{*1} ● 資料1.5.1-(1) 想定地震の位置図

^{*2} ● 資料1.5.1-(2) 想定地震等の概要

^{*3} ● 資料1.5.1-(3) 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

^{*4} ● 資料1.5.1-(4) 想定地震ごとの最大震度

第2節 被害の想定

第1 被害想定の前提条件【 資料編*5 参照 】

- 季節、時刻が異なり想定される被害が異なる3種類のシーンを設定
- 風速は、各市町村の最寄りの観測所における最大風速を設定
- 避難行動は、「迅速避難」、「早期避難率高+呼びかけ」、「早期避難率高」、「早期避難率低」の4パターンを設定

設定するシーンは次のとおり。

項目	想定内容
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 <p>※ 沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。</p>
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞在者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

※ 被害想定は、内閣府の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」が公表した手法を基本とした。

第2 被害想定の概要

※ 詳細は、「地震等災害被害予測調査報告（被害想定の概要）」（県HP）を参照

1 被害想定項目

項目	想定内容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数
	地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数
	斜面崩壊による建物の全半壊棟数
	津波による建物の全半壊棟数
	火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数
	自動販売機の転倒台数
	屋外落下物が発生する建物棟数

*5 ● 資料 1.5.2-(1) 被害想定の前提条件(再掲)

【 地震災害対策編 総則 】
 <第1部 第5章 災害の想定>

項目	想定内容
人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	上水道、下水道、電力、通信（電話）、ガス（プロパンガス除く）の被害
交通施設被害	道路、鉄道、港湾・漁港、空港の被害
生活への影響	避難者、帰宅困難者、物資
災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	エレベータ内閉じ込め、孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

2 主な被害想定結果【 資料編⁶ 参照 】

3 被害軽減効果【 資料編⁷ 参照 】

第3 本市における既往災害

既往人家、家屋被害等の最多記録

・ 人的被害数

重軽傷 1人 (平成9年3月26日～県北西部地震)

・ 最多住家被害数

全壊 15戸 (平成9年5月13日～ 県北西部地震)

半壊 52戸 (平成9年5月13日～ 県北西部地震)

一部損壊 2, 184戸 (平成9年5月13日～ 県北西部地震)

*6 ● 資料 1.5.2-(2) 主な被害想定結果

*7 ● 資料 1.5.2-(3) 被害軽減効果

第3節 地震等防災・減災対策の目標

第1 基本的な考え方

いつどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備える必要がある。

県では、東日本大震災の教訓や県地域防災計画検討有識者会議の意見、県地震等災害被害予測調査結果等を踏まえ、今後取り組むべき地震等防災・減災対策の方向性をとりまとめた。

第2 減災目標

- ・ 地震の揺れによる死者数（平成25年度想定結果）を、今後10年で50パーセント以上減少させる。
- ・ 津波による死者数をゼロにする。

第3 取組の方向性

- ・ 「命を守る」（人的被害の抑止）、「暮らしを守る」（生活の確保）、「地域を守る」（経済被害等の軽減）の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・ 多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・ 巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせて実施する。
- ・ 海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの本県の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、県民等が一体となって取り組む。

第 2 部 地震災害予防計画

第2部 地震災害予防計画

第1章 地震災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 建設班
第2節 防災構造化の推進計画	<input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 上下水道班
第3節 建築物災害の防止対策推進 (耐震診断・改修の促進等) 計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 各施設管理担当班
第4節 ライフラインの災害防止対策の推進計画	<input type="checkbox"/> 上下水道班 <input type="checkbox"/> 九州電力㈱ <input type="checkbox"/> 南日本ガス㈱ <input type="checkbox"/> 西日本電信電話㈱ <input type="checkbox"/> 日本放送協会
第5節 危険物災害等の防止対策の推進計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進計画	<input type="checkbox"/> 各班

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第1章第1節 土砂災害等の防止対策の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 農林水産班 建設班

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画〉

第1 宅地造成規制、開発行為等

1 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発は、建築基準法、都市計画法、災対法等により災害防止の措置に係る指導及び要請を行う。

2 開発等の災害防止に関する基準

(1) 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、県と連携し、原則として開発計画を抑制する。

(2) 人工斜面の安全措置

宅地造成により生ずる人工斜面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 土砂災害防止事業の推進

県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると地震等による斜面崩壊等により人的被害・交通不通箇所が想定される。危険箇所調査結果を踏まえ、市民への危険箇所の周知、行為規制や巡視等必要な予防措置を推進する。

第2 土砂災害の防止対策

1 地震による土砂災害

地震による土砂災害は、降水を要因にその被害が発生しているが、震災時の斜面崩壊や土砂の移動等に伴い豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

2 地震発生時の緊急調査体制

- (1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。
- (2) 土砂災害の危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。
- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

3 災害危険箇所の警戒避難体制の整備強化

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市長に通知するとともに公表し、市長の意見を聴いた上

で、区域の指定を行う。

市は土砂災害防止法第8条に基づき、市地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の市民への周知を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では 住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者関連施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

(2) 災害危険箇所の警戒の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や市民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるように心がける。

なお、気象予報・警報等が出された場合には、災害危険箇所のある地区の市民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

(3) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(4) 避難計画の整備

災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の市民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 市民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。

避難路についても、途中にかけ崩れや洪水、津波等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での市民の世話人の配備等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を検討する。

オ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画〉

示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報の補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）気象庁の防災情報システムや気象庁ホームページの大気警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ ハザードマップ等の作成

市町村は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

キ 市民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の市民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努めるものとする。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。このため、市及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

ク 避難訓練の実施

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、地震時の斜面崩壊等を想定した避難訓練を実施するように努める。

第3 液状化災害の防止対策

1 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。また、地震災害時には、本土の低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、市及び県は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

(2) 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

また、地盤改良による工法や構造物で対処する各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

(3) 構造的対策の推進

県・市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

2 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し市民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、市民や関係方面の周知に努める。

3 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

第4 農地災害等の防止対策

市は、被災した場合の影響が大きい防災重要農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市は、ダムや防災重要農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第2節 防災構造化の推進計画〉

第2節 防災構造化の推進計画

災害を予防するには、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制、土地区画整理、都市計画道路の整備といった総合的な基盤整備事業を通じての防災対策を進めていく必要がある。したがって、市では次の計画により「災害に強いまちづくり」として都市防災を推進する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第1章第3節 防災構造化の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

建設班 上下水道班

第1 防災を考慮した土地利用の推進

1 新規開発に伴う指導・啓発

- (1) 土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、土砂災害防止法、環境保全法等の関連法に基づき、安全で快適な住環境と自然と調和した土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
- (2) 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を推進する。
- (3) 宅地造成地の災害防止対策

「盛土規制法」に基づき、県が実施する行政指導監督に協力し、宅地造成者又は施工者に万全の措置をとらせるものとする。

県及び市は、大規模な災害時の宅地被害を軽減するため、市民に対し日常点検の必要性など、宅地防災に関する意識向上のための啓発等に努める。市は、大規模盛土造成地の位置等を示した大規模盛土造成地マップを公表しており、当該地の優先度評価や安全性把握調査の実施に努めるとともに、液状化ハザードマップの作成及び公表に努めるものとする。

- (4) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条の規定により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

- (5) がけ地近接住宅の移転促進

毎年定期的に実態調査を実施し、がけ地近接等危険住宅移転の促進を行う。

第2 防災基盤の整備

1 道路・河川・水道・下水道等

- (1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の消防活動困難区域の解消に努め、多重性・代替性の確保を検討する。

(2) 道路整備の推進

- ア 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検、補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。
- イ 災害時の避難や災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架替えや拡幅等を検討する。
- ウ 災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- エ 狹あいな生活道路は、建築時におけるセットバック指導と4m以上の道路整備を目指す。

(3) 河川施設等整備の推進

ア 施設の点検、耐震性の強化

国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や閘門、水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ 防災体制等の整備

河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

(4) 水道施設等整備の推進

ア 上水道関連

地震災害時の水不足を補うため安定的な供給体制を検討し、広域的な連携のもと新たな水源の確保を推進する。そのため、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

イ 水道施設の整備

日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

(5) 凈化施設等整備の推進

ア 仮設トイレの確保

災害時は、浄化施設が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整備について、地域住民との連携協力を図っていく。

イ 代替方策の検討

汚物の貯留や中継施設の確保、処理施設代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

ウ 下水道施設の整備

日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」等によって、施設の耐震化に努める。

2 市街地の防災構造化対策

(1) 土地区画整理

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第2節 防災構造化の推進計画〉

土地区画整理事業の必要な地域は、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共及び公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

(2) 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に建て替え等を促進し、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

3 緑化推進対策

(1) 面的都市基盤整備の推進

避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

(2) 緑化の推進

ブロック塀に代わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、市民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。

(3) 公園・緑地の確保

ア 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。災害時の緊急避難場所として整備拡充を行う。

イ 公園の未整備地区は、その整備促進に努める。

ウ 防災拠点や避難場所となる緑地等の整備を推進するとともに、災害応急対策設備を確保し、公園の防災機能の充実を推進する。

(4) 延焼遮断帯

延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備の促進に努める。

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部の擁壁を設置する場合、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を検討する。

宅地に擁壁を設置する場合は、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策、既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について、住民への啓発を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修を啓発するとともに、窓ガラス等落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、重点をおく。

4 屋外広告物に対する規制

屋外広告物は、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないもの」として一定規模以上の広告物に対して、県により掲出許可基準を設けている。そのため、地震時の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い施設については、特に設置者への指導を県とともに推進する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第3節 建築物災害の防止対策推進（耐震診断・改修の促進等）計画〉

第3節 建築物災害の防止対策推進（耐震診断・改修の促進等）計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第1章第4節 建築物災害の防止対策の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 建設班 各施設管理担当班

第1 公共施設災害

1 防災拠点施設の安全性確保

(1) 防災拠点施設の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の防災拠点を指定し、復旧優先順位を検討する。

ア 防災中枢施設（市役所等）

イ 治安施設（警察署・交番等）

ウ 消防施設（消防局、消防署、分署等）

エ 医療施設（救急告示病院、総合病院等）

オ 避難施設（地区コミュニティセンター、集会所、小・中・義務教育学校等）

カ 要配慮者関連施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）

(2) 防災拠点施設については、災害時に施設の機能の確保・保持ができるよう安全性の確保を行う。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 建築物の耐震化

防災拠点施設に指定された施設、指定避難所等について耐震診断を実施し、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 建築物防災診断の実施

必要に応じ県及び建築士会等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に定める「薩摩川内市建築物耐震改修促進計画」（平成20年3月）に基づき、計画的かつ効率的に、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 一般建築物災害

1 建築物の耐震化

(1) 建築物等に対する指導

保安上危険又は衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

また、災害時にエレベータにおける閉じ込め防止等を図る。

(2) ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の市民への啓発を進める。

(3) 屋外広告物等の落下防止

広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。施設管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

2 建築物の耐震化普及、啓発

市民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 建築物耐震改修相談

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発や普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

(3) 応急危険度判定士の養成

地震災害後の余震等による二次災害を予防するため、民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を養成する。

(4) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(5) 融資制度等の活用による不燃、耐震化促進

ア 民間住宅に対する住宅金融支援機構の賃貸住宅融資制度を活用して、耐火建築物及び準耐火建築物の建設を促進する。

イ 住宅金融支援機構の融資制度を活用して、住宅の耐震改修を促進する。

ウ 鹿児島県中小企業融資制度（事業活動継続支援基金）により、事業用建築物の耐震改修を促進する。

エ 老朽化した木造等の既設公営住宅の建替事業により、中高層耐火建築物への建替え、公営住宅の耐火建築物の建設を促進する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第4節 ライフラインの災害防止対策の推進計画〉

第4節 ライフラインの災害防止対策の推進計画

上水道及び下水道施設の耐震性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

公共下水道は、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の整備増強に努める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第1章第5節 ライフラインの災害防止対策の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班・関係機関 》

上下水道班 九州電力(株) 南日本ガス(株) 西日本電信電話(株) 日本放送協会

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、震災に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進とともに、引き続き、以下の対策により、被害発生の抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 基幹管路の耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した水道施設、配水管、管路施設の基幹管路の点検・補修及び計画的な更新の推進
- (4) 净水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (9) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア 将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。

イ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。

ウ 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害

軽減に努める。

エ 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

オ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

カ 被災者への応急給水に必要な取水、配給水施設等の整備を推進する。

キ 広域応援体制

震災時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

(ア) 水資源の確保・配給体制

(イ) 災害時の応急復旧体制

(ウ) 資機材の確保体制

(エ) 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアル作成を検討する。

(オ) 広域的水源対策（海水淡水化等）の活用

(カ) 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保について検討しておく。

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から鋳鉄管等への敷設替えの推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。

イ 災害時応急体制の確立

災害時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

ウ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。

エ 仮設トイレの確保

災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

オ 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設の代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

カ 下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を拡充する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第4節 ライフラインの災害防止対策の推進計画〉

(2) 土砂災害や洪水害対策

- ア 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- イ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- ウ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水確保の啓発及び排水制限等の措置を検討する。
- エ 宅地開発の進展に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第3 電力施設の災害防止【九州電力(株)・九州電力送配電(株)】

1 電力設備の災害予防措置

(1) 整備計画

大規模地震による災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 防災体制

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

ア 防災組織の確立

イ 情報連絡及び動員体制の確立

ウ 応急対策用資機材の備蓄

エ 関係設備の点検及び防護措置の実施

オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進

カ 災害時における通信回線の確保、強化

キ 需要家に対する災害予防のための点検、広報活動の推進

ク 他電力会社との相互応援体制の確立、強化

第4 ガス施設の災害防止【南日本ガス(株)】

1 ガス施設の災害防止措置

(1) 整備計画

ガス施設において、災害発生を未然に防止することはもちろんのことであり、発生時は被害を最小限とするために、また、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図るために、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について総合的な災害防止対策を講じる。

(2) 防災体制

ア 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

イ 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

2 ガス供給世帯への啓発

ガス供給世帯に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項を広報するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

第5 通信施設の災害防止【西日本電信電話㈱、日本放送協会】

1 通信施設の災害防止措置

(1) 整備計画

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

(2) 電信電話施設の防災体制

西日本電信電話株式会社においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- ア 情報収集、連絡体制の強化
- イ 関係設備の点検整備
- ウ 応急措置計画の点検、確認
- エ 災害関係回線の点検、確認及び応急措置の準備
- オ 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- カ 災害発生危険設備の補強及び防護
- キ 無駐在局への出動体制の強化
- ク 職員等の非常呼出等勤員体制の確立

2 放送施設の災害防止措置

(1) 放送施設等の防災体制

日本放送協会においては、「日本放送協会災害対策規程」に基づき次のような災害予防対策を行っている。

- ア 消耗品、資機材等の定量常備
- イ 無線中継状態の把握
- ウ 移動無線機等の伝搬試験
- エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- オ 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- カ その他、警戒時に必要と認められる事項

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第5節 危険物災害等の防止対策の推進計画〉

第5節 危険物災害等の防止対策の推進計画

消防局は、危険物（消防法第2条第7項に規定するもの）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防局及び警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第4部第4章 危険物等災害対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班

第1 危険物の保安対策

1 危険物対策

(1) 危険物対策

地震による危険物の漏洩・爆発、特殊火災のおそれがある場合、消防局が定める「消防計画」に基づき、統制ある危険物対策を行う。

(2) 危険物、高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

第2 危険物施設災害

1 危険物施設保安対策

災害が発生するおそれがあるとき、災害危険物等に対する管理者（占有者及び所有者を含む。以下同じ）の保管措置について確認し、又は指示し、災害の発生を防止する。

(1) 消防法に定める危険物貯蔵所等の所有者に対し、保安監督について指導監督を行う。
(2) 必要に応じ危険物貯蔵所等の所有者に対し、資料の提出及び報告、立入検査等、危険物に対する規制と指導を行う。

2 危険物災害予防対策

(1) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括責任者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
(2) 関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実しておく。また、備蓄（保有）資機材等は、隨時点検を行い、保管に万全を期する。

ア オイルフェンス

イ 中和剤

ウ 吸着マット

エ 水質汚濁防止のための資機材等

第3 高圧ガス災害予防対策

1 自主保安体制の確立

高圧ガスは、法令に基づく規制（高圧ガス取締法等）、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制については関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

第4 火薬類災害

1 予防対策

火薬類は、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

第5 毒物劇物災害

1 予防対策

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階に係る規制、指導、災害予防対策については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防御に努める。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第1章 第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進計画〉

第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）に引き続き、第五次地災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

地震防災対策特別措置法に基づき、市が実施する施設等の整備にあたっては、市地域防災計画に定めることとする。

《 主な担当班 》

□各班

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 対象事業

市が実施する事業については、市地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。

- (1) 避難所
- (2) 避難道路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の小・中・義務教育学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 上記(1)～(8)のほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (10) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (11) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (12) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、その他の施設又は設備
- (13) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (14) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (15) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (16) 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第2 市の事業計画

1 事業の実施内容

次の建築物の計画的な整備に努める。

建築物	耐震化率目標
住 宅	9 5 %
特定建築物で多数の者が利用する建築物	
特定建築物で危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	
特定建築物で地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	

平成31年度～平成37年度 「薩摩川内市建築物耐震改修促進計画」（平成30年3月策定）による。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第1節 防災組織の整備計画〉

第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え

第1節 防災組織の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第2節 通信・広報体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 情報収集応援班 <input type="checkbox"/> 消防班
第3節 地震等観測体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第4節 消防体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第5節 避難体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 教育班 <input type="checkbox"/> 消防班
第6節 救助・救急体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 救護支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 消防班
第7節 交通確保体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 建設班
第8節 輸送体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 財政車両管理班 <input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 経済対策班 <input type="checkbox"/> 消防班
第9節 医療体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 救護支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 消防班
第10節 その他の震災応急対策 事前措置体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 経済対策班 <input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 上下水道班 <input type="checkbox"/> 消防班
第11節 複合災害対策体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班

第1節 防災組織の整備計画

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、防災組織の確立、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておく。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第1節 防災組織の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班

第1 動員配備体制の強化

1 防災活動体制の整備

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

市は、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、初動段階の職員参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討し、初動体制の確立を図る。

(3) 災害対策本部運営体制の整備

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部・支部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部（支部）運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部（支部）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

地震災害後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(5) 災害対策本部・支部職員用物資の確保

災害対策本部・支部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう、少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、大地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市、県、及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃からの積極的な情報交換

市、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 業務継続性の確保

1 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

2 特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第4 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) 支援活動の準備

ア 被災市町村及び各関係機関から、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部の設置、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備計画を査定しておく。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

イ 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣類、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

- ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。
- イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施される日本赤十字社鹿児島県支部や市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 県及び市町村との相互応援体制の整備

平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、県及び県内の他市町に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

3 緊急消防援助隊の編成

市外への消防広域応援については、緊急消防援助隊鹿児島県大隊応援実施計画及び薩摩川内市消防局緊急消防援助隊出場計画に基づき派遣する。

第2節 通信・広報体制の整備計画

災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な通信施設や設備を有効適切に使用できるよう点検整備するとともに、資材の調達方法、調達先について整備、拡充に努める。

- ①未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- ②災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段や予備手段の確保、非常用電源の整備、被害を受けにくい保管設置場所の確保等の整備を推進する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 広報班 情報収集応援班 消防班

第1 通信施設の整備

1 防災行政無線通信施設の整備【 資料編*1*2*3 参照 】

(1) 防災行政無線通信施設

市民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外同報方式及び戸別受信方式）及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- ア 土砂災害警戒区域等
- イ 水防計画に定められた河川等の危険箇所のある地区
- ウ 山地災害危険地区のある地区
- エ 宅地造成工事規制区域のある地区
- オ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- カ 高潮危険地区
- キ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ク 主要交通途絶予想箇所のある地区
- ケ その他、市防災計画に掲載されている災害危険箇所のある地区

*1 ● 資料 2.2.2-(1) 薩摩川内市防災行政無線通信施設等の整備状況一覧表

*2 ● 資料 2.2.2-(2) 主要防災関係機関電話一覧表

*3 ● 資料 2.2.2-(3) アマチュア無線クラブ防災協力連絡網

2 全国瞬時警報システムの整備

市は、防災行政無線の整備に合わせて J-ALETR の点検・整備を進め、国から、又はみずから起動できるよう確実な整備に努める。

3 通信・運用体制の整備

- (1) 消防局における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (2) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (3) 市民への情報提供及び平常時から市民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第2 災害時優先電話（有線通信設備）の整備計画

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

- (1) 災害時優先電話の使用については、西日本電信電話㈱へ依頼する。
- (2) 災害時優先電話等の有効的な運用体制の整備を行う。
- (3) 災害時優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を確立する。

第3 各種防災情報システムの整備

1 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

- (1) 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システム整備の検討を行う。
- (2) 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ 災害情報（建物被災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

2 防災情報システムの整備

- (1) 防災情報通信施設としては、県が「鹿児島県総合防災システム」を整備し、その運用を行っている。
- (2) 気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報の所在官公署及び市民等（特に要配慮者関連施設）への伝達体制を確立する。（気象情報自動伝達システムの概要及び運用方法は、県地域防災計画「気象警報等の収集・伝達」を参照する。）
- (3) 災害に強い通信網を構築し、県、市町、消防間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートの確保を推進する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画〉

3 独立電源施設の確保

(1) 庁舎内の独立電源

本庁舎の照明等の機器を含めた非常電源の確保として、ディーゼル発電機（100KVA）を常備している。

(2) 支所等における電源設備等の確保

各支所等においても独立電源施設の整備確保を検討する。

(3) 民間電源設備等の利用

停電に備えて、ディーゼル発電機と移動電源車等の利用について連携を図る。

第4 広報体制の整備

1 多様な情報メディアの活用方策の検討

ケーブルTV等の地域のメディアを活用し、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムを検討する。

2 広報、広聴体制の確立

(1) 市民への広報、広聴体制

災害時に市民への被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、市民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

(2) 報道機関への通報体制

ア 報道機関を通じての広報については、情報を迅速・的確に発信する。

イ 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(3) 情報通信ネットワーク、インターネット・メールを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、情報通信ネットワーク、インターネット（市ホームページ、市公式LINE等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等及び情報の地図化による伝達手段の高度化について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請しておく。

3 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

第3節 地震等観測体制の整備計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第3節 気象観測体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班

第1 地震等観測体制の整備

1 震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁・県・市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、市防災行政無線の拡充を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

第4節 消防体制の整備計画

大規模地震発生時には、同時多発的な出火に対応した消火活動が必要不可欠な状況となる。これらの地震発生時に對応した消防活動と効率的な火災防止が行えるよう、火災予防施策を推進する。

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班

第1 消防力・消防施設等の整備強化対策

1 消防力の整備、強化対策

(1) 消防団の強化

- ア 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。
- イ 緊急伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。

ウ 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためにソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

エ 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引車的存在である消防団員や消防団O Bは、その立場を生かした消防訓練を指導する。

2 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第2 火災危険区域等の防火対策

1 火災危険地域の調査把握【 資料編*1 参照 】

火災危険区域の調査は、消防計画により実施する。

2 危険地域火災予防対策

(1) 防火対策

- ア 人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防機関からの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方

*1 ● 資料 2.1.3-(1) 火災危険地域

法等を策定しておく。

イ 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。

ウ 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。

(2) 市民への啓発

ア 講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自立的な地域防災体制の確立を図る。

イ 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。

ウ 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を要望する。

3 関係機関への要請

地震発生後、直ちにラジオ、テレビ等報道機関の協力を求めるとともに、市防災行政無線であらゆる火源の即時消火について市民に周知を図るとともに、状況に応じ被災者への電気・ガスの供給の停止を要請する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第5節 避難体制の整備計画〉

第5節 避難体制の整備計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第4節 避難体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 広報班 福祉班 教育班 消防班

第1 避難施設、設備整備計画

1 避難施設の選定条件

《避難場所及び避難所の指定並びに指定上の留意事項》

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
指定上の留意事項	ア 地震災害の危険地域においては、地形的に安全な場所であり、かつ大規模災害に耐える建造物（不燃・耐水・堅牢）であること。 イ 火災発生時における危険地域においては、風上の方向で家屋の密度の低い地域にある耐火構造物であること。

災害から市民の生命等を守る避難施設には、次の条件が必要である。

- (1) 避難の原因となる一次災害に対して絶対安全であるとともに、それによって引きおこされる二次災害やその他の災害に対しても安全であること。
 - (2) 高齢者や子供等要配慮者の避難を考慮して、避難施設はなるべく居住地の近辺にあること。
 - (3) 避難施設への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要があるとともに、非常時でも容易に避難施設に到達できること。
- 従って、避難施設等の整備にあたっては、以上の条件を考慮して推進する。

2 避難施設設置計画

- (1) 避難施設としては、さしあたっての危険を回避するための避難場所（避難地）、被災者の応急生活の場所となる避難所及び避難地等に到達するための避難路とに大別される。避難所の設置にあたっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物として、次の中から安全性やその設備状況等を考慮して適切な場所を選定する。
 - ア コミュニティ施設（自治公民館・地区コミュニティセンター）
 - イ 小・中・義務教育学校、高等学校
 - ウ その他公共施設
 - エ その他民間施設

避難路については、避難圏域や道路整備状況等の条件が異なるため、統一的な基準での設定が困難であるが、基本的には幅員が比較的広く、安全と考えられる道路を選定する。

(2) 指定緊急避難場所

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(3) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的小なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(4) 福祉避難所の検討

指定避難所内の一般のスペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定をするよう努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受け入れ対象者を特定して公示ができるよう努めるものとする。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(5) 学校を指定する場合の配慮等

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(6) 整備計画

ア 災害危険地区内にある避難所や災害時の安全性に不安のある避難所、老朽化した避難所等については、避難所の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第5節 避難体制の整備計画〉

検討する。

イ 一人あたりの避難所面積は、原則として $2\text{ m}^2/\text{人}$ 以上とし、この基準により算定される収容人員より大幅に少ない場合には、避難所の新設や拡張等について検討する。

この際、大規模災害時の避難所の機能低下や喪失についても留意する。

ウ 避難所が近辺にない地区については、避難所の新設を検討する。

エ 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難所誘導標識等の設置を進める。

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に伴う修正の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

オ 二次避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効なヘリコプターの発着場の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。

カ 市災対本部と避難施設との連絡を確保するため、電話回線、防災行政無線、パソコン等の通信施設の整備を検討する。

キ 指定避難所において救護施設、防水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため、非常用発電機の整備や建物のバリアフリー化に努める。

ク 学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

ケ 避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について、事前に検討しておく。

(7) 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

(8) 避難の実施に関する整備

ア 過去における主な災害、あるいは地域的条件を考慮し地区別に具体的な避難所、避難経路等を、あらかじめ市民に周知しておき、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め整備しておく。

イ 自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に避難できる場所を確保するよう努める。

ウ 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、収容予定地区及び氏名等のリストを平常時において作成しておく等、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。

エ 学校、病院、宿泊所等多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、消防団等と協力し、要配慮者に十分考慮した避難訓練等を行い、災害に備える。

第2 要配慮者の避難体制の整備

1 要配慮者の避難体制の強化

要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「薩摩川内市避難行動要支援者避難支援計画」を踏まえて行う。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者災害対策名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

市長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O 法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般的の避難所とは別に、マンパワー等介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域に係る体制の整備

それぞれの区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設があり、災害の発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、津波災害警戒区域についてはその区域ごとにこれらの名称及び所在地を把握するとともに、土砂災害警戒区域についてはその区域ごとに災害時の情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達に関する事項をその区域ごとに定めておく。

2 各施設管理者の避難計画の作成

各施設の管理者は、各施設の実状に応じた具体的な集団避難計画を作成する。避難計画は、入院患者、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点を置いて作成する。災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

第3 避難誘導、避難所の運営体制

1 避難誘導体制に関する情報の周知

地震時には、延焼火災の拡大等のため、市民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害に備えた防災マップを作成・周知し、関係住民の安全な避難体制の整備に努める。

2 避難路の確保、交通規制

(1) 道路、橋梁の損壊状況を迅速に調査し、通行不能、混雑する道路の実情を把握のうえ警察、消防、自衛隊が協力して交通規制、迂回道路の誘導等避難者が安全、かつ迅速に避難できるよう努める。

(2) 学校等の避難

小・中・義務教育学校、高校、幼稚園等の園児・児童・生徒の集団避難は、学校等管理責任者が市長の指示により行う。

学校等管理責任者は、かねてから生徒、児童の集団避難に関する要領を定めておく。

(3) 病院等の避難

病院その他の医療施設の入院患者及び養護施設等の被収容者の避難は、その施設の管理者が市長の指示により行う。

(4) 施設の管理者は、あらかじめ避難に必要な資材、輸送車両等の確保、及び避難要領等を定めておく。

3 避難所の運営体制

(1) 市は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

(2) 市は、指定避難所が指定管理者により管理されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努めるものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

4 避難所の環境改善

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

第4 津波災害警戒区域に係る避難施設等の整備

避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について、その区域ごとに定めておく。

第6節 救助・救急体制の整備計画

市は、総力をあげて救助、救急活動を行うものとするが、詳細な計画内容は市消防計画に準ずる。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第5節 救助・救急体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 救護支援班 福祉班 建設班 消防班

第1 救助、救急体制の整備

1 救助、救急体制の整備

地震時には、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助、救急体制の整備に努める。

(1) 救助、救急体制の整備

ア 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行い役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

イ 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

ウ 当該地域で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討する。

また、地震災害等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と市との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。

このほか、次の事項についても検討する。

(ア) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

(イ) 通信機器の市民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

(ウ) 人工透析患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

(エ) 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

エ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第6節 救助・救急体制の整備計画〉

- オ 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害緊急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- カ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- キ 地震災害時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

2 市民の救助、救急への協力

地震災害時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、市民は日頃から市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

特に、人口や建物の集中している市街部では、救助・救急事象の多発が予想されるため、市は、市街部の市民の救助・救急への協力について啓発に努める。

第2 救助、救急用装備・資機材の整備

1 装備・資機材等の整備計画

建物倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救急事象に対応するため、消防局、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材の整備を検討する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

- ア 救急・救助体制の充実
- イ 初動医療体制の確立
- ウ 医療支援体制の確立
- エ 災害医療情報通信システムの整備

第7節 交通確保体制の整備計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第6節 交通確保体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

農林水産班 建設班

第1 道路整備計画

1 交通施設整備計画

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 狹あいな生活道路については、民家等の建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (6) 道路整備計画
道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。

2 道路施設等の点検、整備計画

地震等の突発的な災害から道路機能を確保するため、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良に努める。
- (2) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な措置を講じる。
- (3) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

3 緊急通行車両の事前届出

- (1) 大規模地震発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。
選定される緊急交通路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備計画〉

(2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

(3) 交通ネットワークの整備

ア 骨格的な幹線道路の整備

イ 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保

ウ 防災上重要な道路改良の実施

エ 橋梁等の安全対策の実施

オ 鉄道施設の改良強化

カ 災害時用臨時ヘリポートの整備

(4) 輸送対策

ア 陸上輸送の整備

車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

イ 航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第2 法面崩壊等防止対策

1 法面崩壊等防止対策

(1) 危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

(2) 関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(3) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第8節 救援物資等の輸送体制整備計画

交通施設等の機能停止により、住民の避難・救出及び救援物資の輸送に支障をきたすおそれがあることから、緊急医療、物資輸送、集積施設等の機能確保を迅速に行えるよう、輸送体制の強化を図る。

《 主な担当班 》

本部総括班 市民支援班 財政車両管理班 農林水産班 経済対策班 消防班

第1 輸送体制の整備

1 災害を想定した輸送体制の確立

(1) 輸送基盤の確保

道路・港湾・漁港施設の損壊等により輸送対象の変化に迅速に対応できるよう、日頃から災害の種別、規模、地区、輸送手段（車両・船舶・航空機等）ごとの輸送計画を確立する。

この際、甑島地区については、地域が孤立化し、避難・被災者の救出に支障をきたすことが想定されることから、漁港等輸送拠点を指定し、緊急医療、物資輸送、集積施設等の機能を確保する。

(2) 輪送（集積）拠点等

ア 甑島に対する輸送拠点

輸送方法	輸送拠点	連絡先
船舶等	漁港	県、市
航空機	各指定ヘリポート	県危機管理防災局 自衛隊

イ 物資の集積拠点

災害時の救援物資や資機材等を集積する拠点の開設場所等は以下のとおりとする。

区分	施設
県指定	○川内地方卸売市場 ○さつま町公設地方卸売市場 (本市近傍の施設)
市指定	○薩摩川内市総合福祉会館 (社会福祉協議会) ○防災資機材倉庫 ○樋脇地区コミュニティセンター ○樋脇町もくもくふれあい館

ウ その他の集積拠点

市は、集積拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第8節 救援物資等の輸送体制整備計画〉

第2 輸送の実施体制

国が実施するプッシュ型支援等及び各種団体による市域以外からの救援物資の供給が実施される場合は、それらに関する情報を早期に把握し、受入・輸送体制を早期に確立し、県の集積拠点から市民への供給場所となる端末地までの輸送が円滑に実施できるようにする。

輸送体制の確保にあたっては、第3部第2章第8節「緊急輸送計画」を基本に実施するものとし、特に以下の事項に留意し輸送体制を整備するものとする。

- 発災後の緊急輸送路及び主要道の被災状況の把握
- 物資拠点の被災状況（施設へのアクセス路を含む）
- 国のプッシュ型支援等が行われる際の供給される物資の種類・数量及び輸送日時の把握
- ニーズ基づく、仕分け、発送の迅速な実施
- 県の集積拠点から被災市民に供給を行う避難施設等までの迅速・円滑に行える体制確保

第9節 医療体制の整備計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第2章第8節 医療体制の整備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 救護支援班 福祉班 消防班

第1 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

第2 災害医療情報システムの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して災害医療情報システムの整備を検討推進する。

1 透析患者等や住宅難病患者等への対応

(1) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人が1回に水約1200Lを使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。このため、医師会等関係機関との連携による近県市等への患者の搬送の調整や情報提供を行う体制を整える。

(2) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備計画

災害発生直後は交通途絶等により市民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備を検討する。なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、備蓄・調達体制等の整備に努める。

《 主な担当班 》

- 本部総括班 市民支援班 福祉班 経済対策班 建設班
- 上下水道班 消防班

第1 備蓄物資計画

1 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄や調達等の体制を整備し、それらの必要な物資の供給の計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等調整システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- (1) 事業所、市民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、市民等による備蓄

事業所及び市民等は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、「最低3日、推奨1週間」分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や防災マップ等を通じて市民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

(1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

(2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 応急給水体制の整備

1 応急給水体制

災害時において、被災者1人あたり1日3ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 広域避難場所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- イ 学校等のプール施設の活用
- ウ ロ過器の配備
- エ 給水車、ポリ容器の配備
- オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- カ 仮設給水所の開設

(2) 飲料水製造業者等との協定による給水

市は、応急給水の方法として、飲料水製造業者等との協定に基づき、容器詰め飲料水の確保に努め、給水体制の強化を図る。

2 応急対策資料の整備

水道事業者は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておくものとする。

3 地震対策マニュアル類の整備

水道事業者は、津波や地震災害時における応急対策の諸活動を迅速・的確に実施できる体制を確立し、通常給水の早期回復と計画的な応急給水等を行うため、水道事業体の規模や地域特性に応じた地震対策マニュアル類の整備に努める。

第3 し尿処理対策及びごみ処理対策の事前措置

1 し尿処理対策

県地震等災害被害予測調査結果(平成24～25年度)や県災害廃棄物処理計画(平成30年3月)、薩摩川内市災害廃棄物処理基本計画等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

2 ごみ処理対策

- (1) 県は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえながら、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 市は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (3) 国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

3 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第4 畜産関係対策の事前措置

- 1 適切な防疫対策を指導できるよう、県と連携して防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、市・関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。
- 2 特に、家畜に必要不可欠な飼料の供給にあたっては、飼料工場や主要港等の主な飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう、県と連携し、県内の飼料取扱業者等と積極的な協力体制の構築を図る。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

- (1) 市及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営や県営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整えるとされている。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市は、速やかに用地確保が出来るように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第6 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化

イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備

ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。

イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。

ウ 「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に隨時設置するとともに、防火水槽の整備を推進する。

エ 毎年定期的に資機材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。

オ 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。

2 防災行動計画

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定基準《 参考編*1 参照 》

臨時ヘリポートの選定場所は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から「臨時ヘリポートの選定基準」に留意して選定する。

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

*1 ● 参考 2.2.9-(1) ヘリポート発着点付近の基準

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第2章 第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備計画〉

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

(1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
- イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- ウ 吹き流し、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第8 災害用装備資機材等の整備

1 装備資機材等の整備【 資料編^{*2} 参照 】

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備し、隨時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

- ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。
- イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

^{*2} ● 資料 2.2.9-(1) 水防倉庫の設置場所

第11節 複合災害対策体制の整備計画

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 市及び県等の複合災害対策

市及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

第2 複合災害を想定した訓練

市及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3章 市民の防災活動の整備

第1節 防災知識の普及啓発計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 教育班 <input type="checkbox"/> 消防班
第2節 防災訓練の実施計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 関係各班 <input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
第3節 自主防災組織の育成計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 関係各班 <input type="checkbox"/> 消防班
第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の促進計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 関係各班 <input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
第5節 防災ボランティアの育成計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第6節 企業防災の促進計画	<input type="checkbox"/> 経済対策班
第7節 要配慮者の安全確保計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 情報収集応援班 <input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 経済対策班 <input type="checkbox"/> 消防班

第1節 防災知識の普及啓発計画

災害を防止し、あるいは被害を最小限に抑えるため、防災工事や防災関係施設、設備等の整備のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等による防災意識の高揚など、ソフト面での防災力の向上を図る。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第1節 防災知識の普及啓発計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 福祉班 教育班 消防班 消防局

第1 防災知識普及計画【 参考編^{*1*2} 参照 】

1 防災知識の普及等

防災教育や防災広報等により、防災関係職員や市民に対して最も効果のある時期や内容等を選んで防災知識の普及を図る。

*1 ● 参考 2.3.1-(1) 防災教育の時期と場所

*2 ● 参考 2.3.1-(2) 防災に関する指導の内容

(1) 家庭への啓発

防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、次の事項に重点をおき、災害に関する分析結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及・啓発を図る。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策

ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

エ 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震発生時に取るべき行動、緊急避難場所や避難所での行動等

オ 災害時の家庭での連絡体制について、あらかじめ決めておくこと。

カ 災害危険箇所の周知

キ 避難路、緊急避難場所及び避難方法の確認

ク 船舶等の避難措置

ケ 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

コ 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容

サ 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

シ 災害時の心得

(ア) 災害情報の聴取及び聴取方法

(イ) 停電時の照明、通電の際の漏電による出火防止

(ウ) 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

(エ) 建物倒壊、ブロック塀の崩壊、自動販売機等の転倒防止、注意事項

(オ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(カ) 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認

(キ) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

(ク) 出火防止、初期消火等の心得

ス 災害復旧措置

セ 被災地支援

(2) 防災カルテ、防災マップによる啓発

地域の防災的見地からの防災調査を行い、市民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

防災マップの作成にあたっては、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを一つのハザードマップ上に記載し、その一覧化に努める。

(3) 教育機関等

防火訓練等を通じて防災に関する教育の充実に努める。

第2 職員に対する防災知識の普及**1 防災教育の方法**

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第1節 防災知識の普及啓発計画〉

- (1) 市、県や関係機関の実施する防災訓練並びに防災知識の普及活動への協力や参加
- (2) 関係各部署への防災計画の配布及び説明会等の開催による計画の周知徹底
- (3) 市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、気象情報伝達体制、防災行政無線、非常無線通信の運用方法、所掌事務等に関する講習会等の開催

2 災害対策実施要領（活動マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや対策マニュアルを整備し、防災訓練を実施する等災害対策要領の習熟を図る。

- (1) 市地域防災計画書の概要
- (2) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (3) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
- (4) 防疫の心得及び消毒方法等の要領

第3 市民等に対する防災知識の普及

1 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター(防災出前講座を含む。)や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震・津波に関する基礎的知識、防災情報(特に緊急地震速報や津波警報等)、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

2 災害教訓の伝承

市及び県は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、災害教訓や伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果 や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 地震保険・共済への加入促進

市は、地震により家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保障が得られるよう、市民の地震保険・共済への加入促進に努める。

第2節 防災訓練の実施計画

防災関係機関は、災対法第48条及び水防法第35条の規定に基づき、災害応急対策の習熟を図るため、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

防災訓練の実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、市・消防局等、自衛隊、串木野海上保安部等の防災関係機関と協力する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実践的な訓練となるよう工夫するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第2節 防災訓練の実施計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班・関係機関 》

本部総括班 関係各班 消防班 防災関係機関

第1 総合防災訓練計画

災害応急対策の完全遂行を期すため、関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独又は共同して防災訓練を実施する。

1 訓練検討項目

- (1) 防災訓練の目標・内容の設定
- (2) 訓練の企画・準備
- (3) 訓練の方法
- (4) 訓練結果の評価・総括

2 訓練の種目

- (1) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）、非常参集訓練
- (2) 災害による被害状況の把握
- (3) 救出、救護訓練
- (4) 給水、炊出し訓練
- (5) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- (6) 防疫訓練
- (7) 緊急地震速報（警報）や津波警報等を想定した通信連絡訓練（電話、無線、伝達）及び対応行動訓練
- (8) 輸送訓練（資材、機材、人員）
- (9) 初期消火訓練

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第2節 防災訓練の実施計画〉

- (10) 広域応援協定に基づく合同訓練

3 防災訓練の実施

(1) 震災防災訓練の実施

防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

(2) 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、市民の地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援することができる連絡、救出等の活動体制の充実を目指す。

第2 各種防災訓練計画

1 初動対応訓練

(1) 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

(2) 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することができる困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

2 各種訓練

(1) 消防訓練

消防機能を十分に發揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防団、消防局及び県が共同して訓練を実施する。

(2) 地域避難救助訓練

ア 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治会や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を、水防、消防等の救出活動と複合で、又は単独で実施する。

イ 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練

防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。

ウ 地域毎の市民に対する避難訓練の実施

地域の実情に応じて、土砂災害警戒区域等や夜間を想定する等の避難訓練を行う。

エ 危険区域毎の市民に対する避難訓練の実施

土砂災害警戒区域等の避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、毎年出水期前(梅雨期・台風期前)に実施するように努める。

(3) 学校避難訓練

各学校は、概ね次の方法によって避難訓練を実施する。

ア 想定される被害について、学期始め、災害多発時、火災予防運動週間等に年1回以上の避難訓練を実施する。

イ 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。

ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定

める。

(4) 図上訓練

災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における防災力の向上を図るための市民を対象とした図上訓練を実施する。

3 訓練成果のとりまとめ

(1) 訓練結果の評価・記録

防災訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果をとりまとめ、訓練によつて判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した結果を市防災会議等で報告する。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第3節 自主防災組織の育成計画〉

第3節 自主防災組織の育成計画

阪神・淡路大震災では、地震発生直後に多くの人が近隣の市民の手によってガレキの下から救出された。また、被災者の居場所を教え救助依頼を行う等、情報提供源としても大きく機能している。そのため、日頃から自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、地域ぐるみの市民の自主的な防災組織が必要である。

このため、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等を行う地域住民による自主防災組織の設置、育成強化を図る。

災害発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第3節 自主防災組織の育成計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 広報班 関係各班 消防班

第1 自主防災組織育成計画

1 地域自主防災組織の育成計画

自主防災組織は、自治会及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や福祉施設等を管理する機関、組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成と強化を図り、市民の自主防災組織への積極的参加を促す。

次に基づき、地域自主防災組織の結成、育成を推進する。

(1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の設置については、特に災害発生の危険性の高い次の危険箇所を重点推進地区とする。

特に、震災による被害拡大の危険性が高い地域を重点において、組織の育成を推進する。

- ア 土砂災害警戒区域等
- イ 山地災害危険地区
- ウ 家屋密集等消防活動困難地区
- エ 地盤振動・液状化危険のある地区
- オ 津波危険のある地区
- カ 工場等の隣接地区
- キ 高齢化の進んでいる地区
- ク その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意する。

ア 市民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- ア 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等、組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
 - イ 既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
 - ウ 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
 - エ 地域で活動している様々な組織を活用する。
 - オ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実を図って自主防災組織を育成する。
 - カ 女性団体、P T A等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。
 - キ 当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、代表的な地区を選定して組織化を図り、地域に適した組織及び活動方法のモデルを作成する。次いで、そのモデルを参考にしつつ他地区での組織化を逐次行い、最終的には学校区単位の自主防災組織協議会の組織化を図る。
- (4) 自主防災組織結成後は、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実、活性化を図る。
- (5) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

2 職域自主防災組織の育成計画

次の計画に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

- (1) 自主防災組織設置対象施設
- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院・社会福祉施設等不特定多数の者が出入りし、又は利用する施設
 - イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
 - ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主防災組織を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
 - エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主防災組織を設置することが必要な施設
 - オ 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設
- (2) 自衛消防組織等の設置要領
- 学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。
- 消防局は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。
- (3) 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等

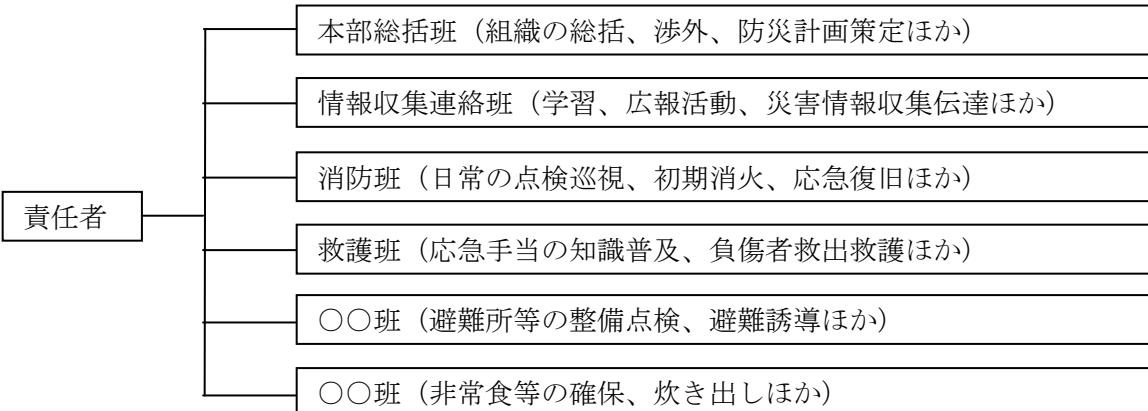
【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第3節 自主防災組織の育成計画〉

を確立しておくよう指導、助言する。

《組織の編成例》

(自治会等を単位とした一般的な編成)



第2 自主防災組織の活動計画

1 自主防災組織の活動

(1) 市民による自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 「最低3日、推奨1週間」分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 土砂災害等の災害発生危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域の被害状況等の情報収集
- (イ) 市民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等
- (キ) 仮設給水所の開設・協力

(2) 施設の自主防災組織の活動

ア 平常時

- (ア) 防災訓練
- (イ) 施設及び設備等の点検整備
- (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出救護

【 地震災害対策編 】

<第2部 第3章 第3節 自主防災組織の育成計画>

自主防災組織の活動としては、次に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

《自主防災組織の活動内容例》

活動項目		活動内容
日 常 活 動	学習活動	ア 地域災害史や体験談の掘り起こし イ 災害についての学習 ウ 学習会や講演会の開催 エ 応急手当知識の普及
	広報活動	ア 自治会文書やパンフレット類の発行 イ 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ 情報伝達経路の確立
	点検活動	ア 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ 避難路、避難施設の点検整備 ウ 要配慮者等の把握
	資機材整備	ア 防災資機材の整備、点検 イ 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ 市等が主催する防災訓練への参加
災 害 時 活 動	情報収集伝達	ア 災害、被害情報の収集伝達 イ 避難指示等の伝達 ウ 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	ア 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ 被害箇所の応急復旧 ウ 初期消火活動
	避難誘導活動	ア 避難路、避難所の安全確認 イ 避難路、避難所の指示 ウ 要配慮者、子供の避難補助 エ 避難誘導
	救出救護活動	ア 負傷者等の救出 イ 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	ア 食糧、飲料水等の確保 イ 炊き出し等の給食活動 ウ 給水活動 エ その他の生活必需品等の配給
その他の活動		ア 文化財等の安全確保

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動の促進計画

《 主な担当班・関係機関 》

本部総括班 関係各班 消防班 防災関係機関

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第5節 防災ボランティアの育成計画〉

第5節 防災ボランティアの育成計画

地震等の大規模災害時においては、個人のほか、専門的な防災ボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等発生直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、大規模災害時における防災ボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広い防災ボランティアの育成強化のための対策を推進する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第5節 防災ボランティアの育成計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班・関係機関 》

本部総括班 広報班 福祉班 消防班 社会福祉協議会

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

1 市による環境整備

(1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、市民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時における防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

(2) 防災ボランティアの登録、把握

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ隨時報告するものとする。

(3) 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

災害時の防災ボランティア活動の拠点は市社会福祉協議会及び市役所とする。

防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

(4) 消防局による環境整備

消防局は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

(5) 福祉救援ボランティア活動マニュアルの策定

市は、市社会福祉協議会による「福祉救援ボランティア活動マニュアル」の策定に協力する。

2 防災ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、防災ボランティアの積極的な

参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）など環境整備を行う。

3 防災ボランティアの受入れ、支援体制

(1) 防災ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々な需要の把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会及び防災ボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められる防災ボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地における防災ボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、防災ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(3) 現地本部における対応

市社会福祉協議会は、市と連携の上、防災ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者需要の把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

4 防災ボランティアの受付、登録、派遣

市への直接の防災ボランティア活動の問い合わせに対しては、福祉班が総合窓口となり受付、登録を行い、市社会福祉協議会に引き継ぐこととする。

その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、保険について紹介するとともに、加入が義務付けられている旨指導する。

《 ボランティアの活動内容 》

(1) 専門分野のボランティア

ボランティア の区分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当班
通 信	通信、情報連絡	川内アマチュア無線クラブ	本部総括班
ボランティア コーディネーター	避難所等におけるボランティアの指導・調整	市社会福祉協議会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	福祉班
医 療	人命救助、看護、メンタルヘルス	市医師会 市歯科医師会 川内薬剤師会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	救護支援班
介 護	避難所等の要介護者の対応及び一般ボランティアへの介護指導等	市社会福祉協議会	救護支援班
通 訳	外国語通訳、翻訳、情報提供	ボランティア通訳	経済対策班

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第5節 防災ボランティアの育成計画〉

《 ボランティアの活動内容 》

(2) 一般分野のボランティア

ボランティア の区分	活 動 内 容 等	ボランティア関係協力団体 (登録・教育・訓練等を行う)	担当班
生 活 支 援 等	物資の仕分け、配送、 食糧の配給等	市社会福祉協議会 日赤鹿児島県支部薩摩川内市地区	市民支援班
	清掃		市民支援班
	被服寝具その他生活必需品の配給等		福祉班

第6節 企業防災の推進計画

企業における事業継続計画の策定・運用や市による事業継続計画策定支援、防災に関するアドバイス等により、企業の防災力向上の促進に努める。

《主な担当班》

□経済対策班

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町村が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

国（内閣府、経済産業省等）、県、市町村及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、国（内閣府、経済産業省等）、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者

高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、乳幼児、外国人、観光客・旅行者等の地理不案内者は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、高齢者や障害者、未来を担う子供達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第2部第3章第7節 要配慮者の安全確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

- 本部総括班 広報班 情報収集応援班 市民支援班 福祉班
- 経済対策班 消防班

第1 地域における要配慮者対策

1 要配慮者の把握

市は、市の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

※ 平成22年2月に策定した「薩摩川内市災害時要援護者避難支援計画」における「災害時要援護者台帳」は「要配慮者名簿」、「避難行動要支援者登録台帳」は「避難行動要支援者名簿」と読み替えるものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

3 支援体制の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置する等、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(2) 支援体制の整備

ア 一人暮らしや寝たきり等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 在宅介護支援センターやケアマネージャーと連携して、要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

エ 人工透析患者に対しては、(社)全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

(3) 市避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難支援体制の整備

要配慮者のうち、避難行動要支援者の避難支援については、関係機関と連携し、避難行動要支援者登録台帳への登録の働きかけ、高齢者等避難の伝達体制、避難・安否情報の収集体制、避難等補助者の指定等の整備を促進し、避難行動要支援者個々の避難支援体制の確立を図る。

4 防災設備・物資・資機材等の整備

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等の整備により、地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らし及び寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進めます。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。更に、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備及び火災警報機等の設置等を検討する。

(2) 物資・資機材等の整備

災害発生直後の食料・飲料水等については、市民自らの家庭備蓄によって対応できるよう、事前の備えの啓発を推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が

【 地震災害対策編 】

〈第2部 第3章 第7節 要配慮者の安全確保計画〉

行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておく等の対策を推進する。

5 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず、要配慮者を含めた地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施するものとする。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に對し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6 観光者・旅行者対策

観光者や旅行者が、災害時に迅速・的確な行動が取れるように、駅等の交通基点に避難所や災害危険地区等の情報表示等の整備を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の標示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

(1) 施設の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」となることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の入所者の安全を確保するための防災設備等の整備促進を要請する。

(2) 設備等の整備

電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材の備蓄や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備に努める。

(3) 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。

2 組織体制の整備

(1) 組織体制

要配慮者利用施設の管理者に、災害時の要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 要配慮者利用施設の体制

ア 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する

協力体制づくりを行う。

- イ 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員に対する防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。
- ウ 夜間における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導を十分に配慮した体制整備を行う。
- エ 要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応のマニュアルの作成に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

第3部 地震災害応急対策計画

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第2節 情報伝達体制計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報収集応援班
第3節 災害救助法の適用及び運用計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班
第4節 広域応援体制計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 消防班
第5節 自衛隊の災害派遣計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第6節 技術者・技能者及び労働者の確保計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第7節 ボランティアとの連携等計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 経済対策班 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第8節 災害警備体制計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 消防団

第1節 応急活動体制計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第1節 応急活動体制の確立】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班

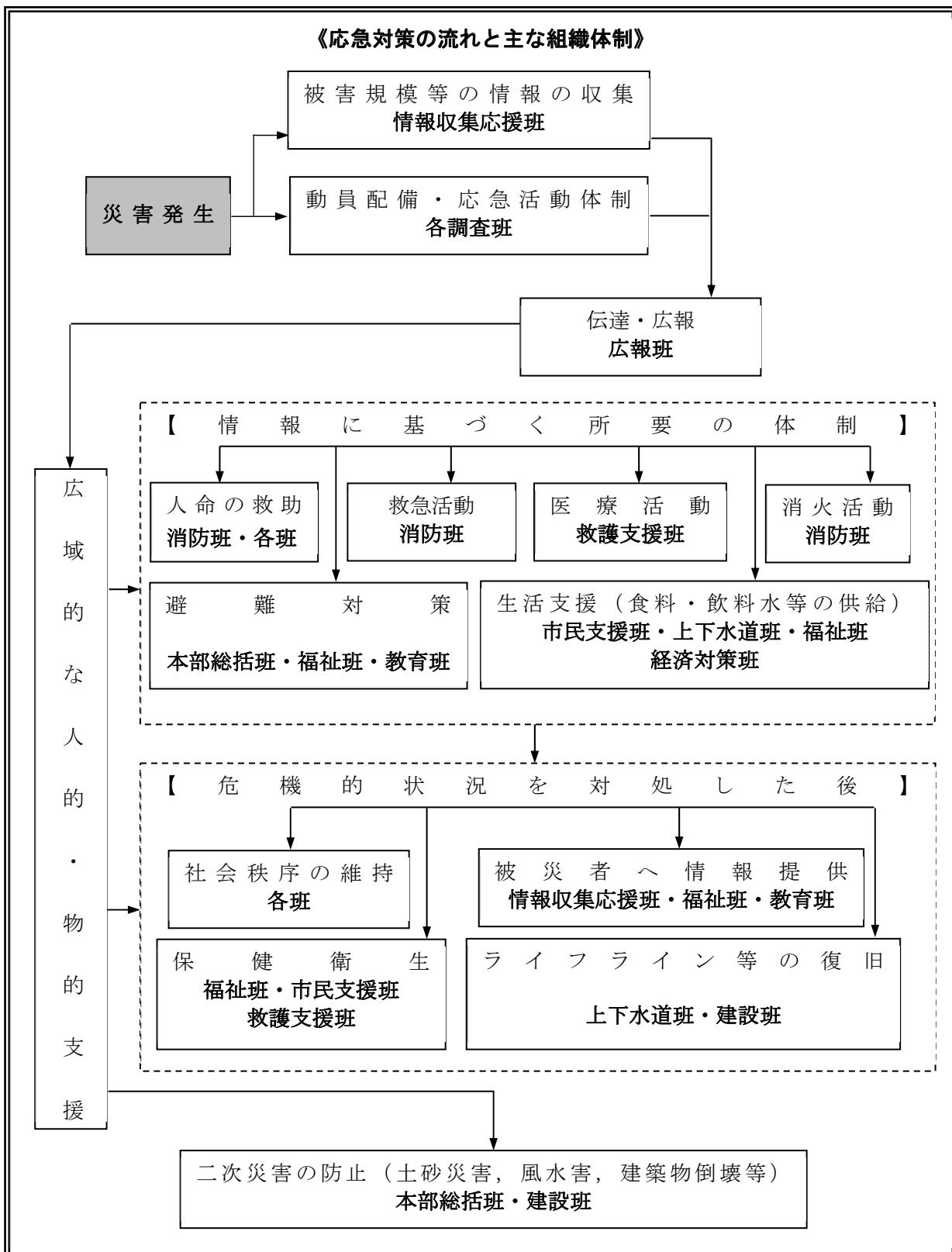
第1 応急活動体制の確立

本計画は、災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員の動員等について定め、迅速、的確な応急対策を講ずる。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

1 災害状況等に応じた活動体制の確立



第2 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準

市は、本市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき「薩摩川内市災害対策本部」(以下「市災対本部」という。)及び「薩摩川内市災害警戒本部」(以下「市警戒本部」という。)を設置する。この場合、各支所等には災害対策支部又は災害警戒支部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

1 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置及び廃止基準（概要）

(1) 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置基準

《市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置基準》		
	市災対本部・支部設置基準	市警戒本部・支部設置基準
本部長	市 長	市民安全部長
設置基準	ア 震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ウ 特別警報（大津波警報）が発表されたとき エ 重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 オ その他、本部長が必要と認めたとき	ア 震度5弱又は5強の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ウ 津波警報が発表されたとき エ その他、本部長が必要と認めたとき

(2) 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の廃止基準

《 市災対本部・支部及び警戒本部・支部の廃止基準 》	
市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の廃止は、次の判断に基づき行う。	
ア	予想された災害の危険が解消したと認められたとき
イ	災害の応急対策が完了したと認められたとき
ウ	南海トラフ地震臨時情報の発表に基づき設置した市災対本部・支部及び警戒本部・支部の廃止については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の対応をとる期間又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の対応をとる期間が経過したとき
エ	上記状況に応じて設置者が認めたとき

(3) 市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置場所

市災対本部・支部及び市警戒本部・支部は、市長の指揮する場所で設置する。

ただし、市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は、代替施設を検討する。

2 市災害対策準備体制

(1) 情報収集体制

薩摩川内市管内で震度4以上の地震を観測した場合、又はその地震による被害の程度が市災

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

対本部及び市警戒本部を設置するに至らないとき及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発された時は、防災安全課等職員により「情報収集体制」をとる。

(2) 基準等（詳細）

現象	基 準 等
地震の震度	・薩摩川内市管内で震度4以上の地震を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された時とき

(3) 情報収集体制には、本部に防災安全課等、支部に地域振興課等の要員を置く。

3 市警戒本部の設置

(1) 市警戒本部の設置

市は、災害の発生又は各種の気象警報等の発表により、災害が予想される場合において、市災対本部の設置に至らない状況で災害情報の収集、予防応急対策等の災害対策を効率的に実施するため、市警戒本部を市長の指示により設置する。

(2) 市警戒本部には、市警戒本部長を市民安全部長、副本部長を行政管理部長、建設部長、未来政策部長をもって充て、警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。

(3) 基準等（詳細）

現 象	基 準 等
地震の震度 警 報 等	・薩摩川内市管内で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、若しくはこれ以下の地震でも災害が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

(4) 市災対本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、市災対本部に移行しうる体制をとる。

4 市警戒支部の設置

(1) 市警戒支部の設置

支所等は、災害の発生又は各種の気象警報等の発表により、災害が予想される場合において、市警戒本部の設置と並行して、支所等に市警戒支部を市長の指示により設置する。

(2) 市警戒支部には、市警戒支部長に支所長等をもって充て、警戒支部長の指名する災害警戒要員を置く。

(3) 市災対支部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合、市長にその旨を報告し、市災対支部に移行しうる体制をとる。

5 市災対本部の設置

(1) 市災対本部は、市長の判断により設置し、市長が市災対本部長となる。

(2) 配備は、災害の規模に応じ、各班長の指示する要員により動員配備を行う。

6 市災対支部の設置

(1) 支所等は、災害が発生した場合、市災対策本部の設置と並行して、支所等に市災対支部を

市長の指示により設置する。

- (2) 大規模な災害又は支所地域等の局地的な災害により、本庁舎との連絡がとれない場合、単独で市災対支部を設置し、必要な動員配備を行い災害対策にあたる。

7 現地対策本部の設置及び廃止

市災対本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置する。

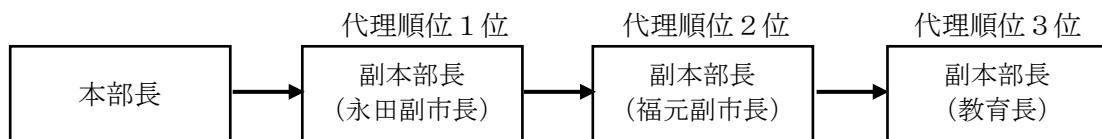
現地対策本部は、「薩摩川内市現地対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき廃止する。

8 意思決定権者（本部長職務）代理順位

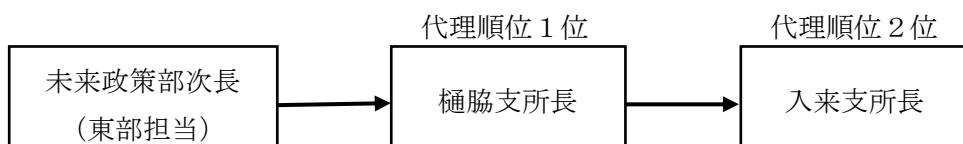
市災対本部・支部及び市警戒本部・支部の設置後、災害応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

- (1) 市災対本部（支部）の場合

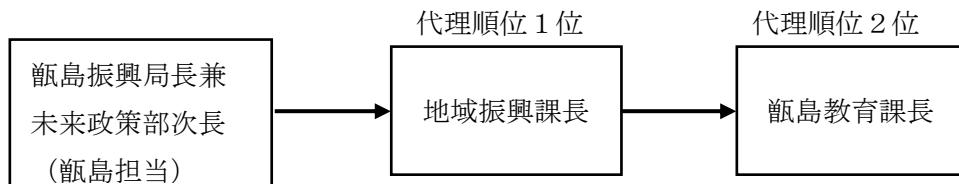
ア 市災対本部



イ 東部対策部

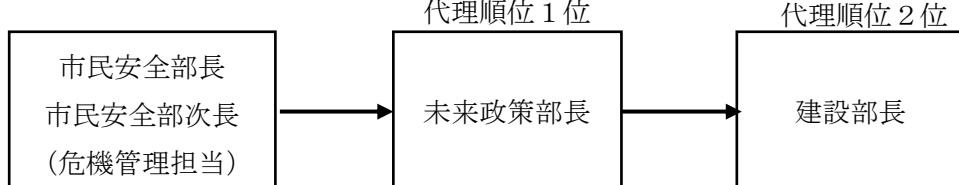


ウ 甑島対策部



- (2) 市警戒本部（支部）の場合

ア 市警戒本部

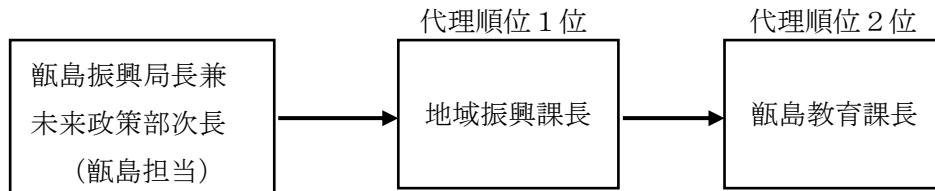


【 地震災害対策編 】
(第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画)

イ 市警戒東部対策部



ウ 市警戒甑島対策部

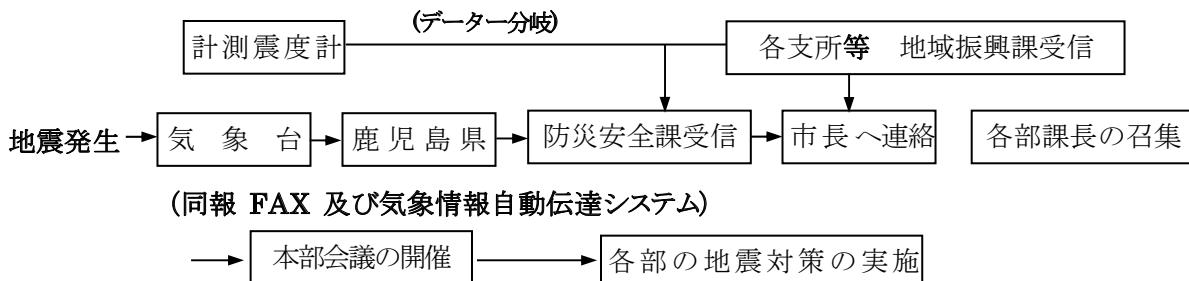


9 本部会議開催の連絡系統

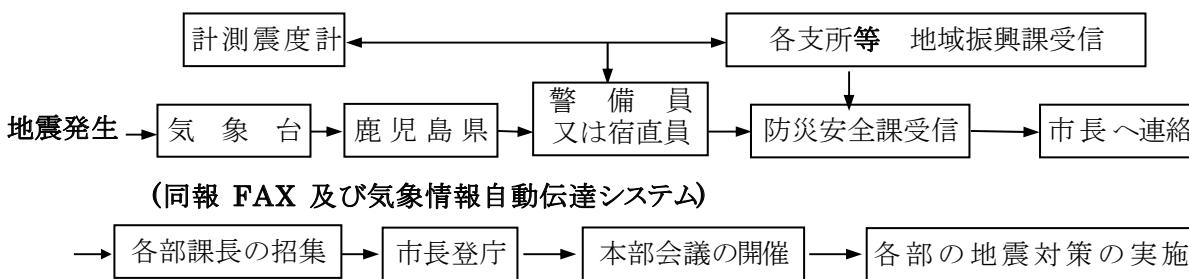
《 薩摩川内市本部会議を開催する場合の連絡系統図 》

薩摩川内市本部会議を開催する場合は、次の系統に基づき行う。

【勤務時間内】



【勤務時間外】



10 県現地対策合同本部への参加

県災対本部長が、災害の規模が特に甚大で、複数市町が被災した場合において、被災市町等と協議し、必要に応じ、北薩地域振興局に現地対策合同本部の設置したときは、本部長は所要の要員を派遣する。

第3 市の動員配備計画

1 地震に対する自衛措置

J-A L E R T により緊急地震速報を覚知した場合や、国の「緊急情報ネットワークシステム」(以下、「E m-N e t」という。)、県の「気象情報自動伝達システム」及び「震度情報ネットワークシステム」等により震度3以上の地震警報等を覚知した場合、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の自衛措置をとる。

(1) 地震に関する情報を入手した場合、直ちに防災行政無線等により市民や関係防災機関へ伝達する。

(2) 消防局は、地震発生後は、海面の状況を監視する等、万全の対策を講じるものとする。

(3) ラジオ、テレビ等による情報収集にも努め、そのための責任者を定めておく。

なお、停電の場合及び避難先での情報入手のため、携帯ラジオを用意するなど対策を講じておくものとする。

(4) 情報収集体制要員は、地震を感じてから1時間以上、テレビ、ラジオの放送を聴取するものとする。

※E m-N e t：国（官邸）から関係機関に緊急に提供する情報を迅速に伝達するための一斉同報システム

2 自主参集基準

(1) 職員の自主参集基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす地震を覚知した場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主参集する。

項目	情報収集体制	警戒本部体制	災害対策本部体制
基 準	津波注意報の発表 震度4以上の地震発生	津波警報の発表 震度5弱又は5強の地震発生	大津波警報の発表 津波による災害の発生、若しくはそのおそれのある場合 震度6弱以上の地震発生
自主参集	津波や地震を覚知し、各体制の基準に該当すると判断される場合は、自主的に参集する。		

(2) 登庁場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への自主参集が困難かつ連絡が取れない場合は、最寄の詰所又は避難所に自主参集し、当該地区災害対策詰所における詰所長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3 報告及び職員の状況把握

(1) 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、本部総括班は、市長に対して次の必要事項を報告し、市災対本部を設置する。

(2) 報告事項等

ア 市長等の所在の確認

イ 災害の概要、その時点での把握された被害状況、被害予測、対応状況

ウ 市災対本部の設置

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第1節 応急活動体制計画〉

エ 登庁方法の確認

オ その他必要な事項

- (3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、又は事故がある場合は、市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、市災対本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。
- (4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。
- (5) 参集状況の把握
- ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班毎にとりまとめ**本部総括班**に報告する。
 - イ 各班を統括する者は、職員の登庁状況について**本部総括班**に定期的に報告する。
 - ウ **本部総括班**は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
 - エ **本部総括班**は、市災対本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (6) 情報の収集について
- ア 職員は、自主参集途中で出来る限り被害状況を把握し、速やかに集合するとともに、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、**情報収集応援班**に報告する。
 - イ 消防班及び消防団は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

4 地区災害対策詰所の設置

- (1) 本庁舎又は支所庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、あらかじめ定める詰所に各自最も適した交通手段で自主集合し、本部総括班の指示のもと地区災害対策詰所を設置する。
- (2) 詰所には、詰所長ほか必要な所員を配置する。
- (3) 同時に避難所を開設し、市民の避難が必要と判断される場合は、避難誘導と収容体制の措置をとる。

《 応急対策の時間的目安 》

主な応急対策	時間	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～3日目位まで	地震発生3日目位～1週間位まで
被害情報の収集伝達				
市民への広報				
避難				
広域応援				
人命救出・医療活動				
救援				
交通規制				
消防活動				
災害弱者への対応				
遺体捜索・収容埋葬				
ライフライン				
廃棄物対策				
生活再建				

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第2節 情報伝達体制計画〉

第2節 情報伝達体制計画

本計画は、気象に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第2節 情報伝達体制計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 情報収集応援班

第1 市の災害通信要領

1 通信施設の利用確認

(1) 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。

(2) 必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員・資機材を確保する。関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。

2 通信途絶時における応急措置

(1) 非常通信（無線）

有線、無線の全通信施設が利用不能となる最悪事態の場合は、通信可能な地域まで、各種交通機関を利用する等あらゆる手段により連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

《 災害時に使用できる通信施設 》

- ◎ ア 防災行政無線
- イ 非常電話、非常電報
- ウ ほかの機関の専用通信施設
- エ 非常無線
- オ 消防無線
- カ 携帯電話

(2) 非常通話（有線）

ア 災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができます。

電話については、事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。

イ 市が承認を受けた非常電話、通話番号【 資料編*1 参照 】

本項については資料編を参照する。

(3) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめCATV、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

- ・緊急速報（エリアメール等）

*1 ● 資料2.2.2-(2) 主要防災関係機関電話一覧表

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第3節 災害救助法の適用及び運用計画〉

第3節 災害救助法の適用及び運用計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第3節 災害救助法の適用及び運用計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 福祉班

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用については救助法施行令（昭和22年政令225号）及び災対法等の定めにより、必要と認めたときは、速やかに所定の手続きを行う。

災害救助法は、法定受託事務として知事が行い、市はこれを補助する。

県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

災害に対し、市における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県危機管理課危機管理係

N T T回線：099-286-2255

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

2 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》

簿 冊 の 種 類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 救護支援班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 病院診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準ずる。

(2) 知事への請求

《 知事への提出書類 》	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書	
イ 救助業務に要した経費算出内訳	救助に関する業務の完了後
ウ 決定報告による被害状況調	60日以内
エ 災害救助費繰替支弁状況調	
オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	

《 費用の交付を受ける場合の書類 》	
災害救助費繰替支弁金概算請求書	
災害救助費繰替支弁金精算請求書	

3 救助の実施

《 救助の実施内容 》	
救助の種類	担当班
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア 建設班
イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	イ 市民支援班、上下水道班
ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	ウ 福祉班
エ 医療及び助産	エ 救護支援班
オ 被災者の救出	オ 各班
カ 被災住宅の応急修理	カ 建設班
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	キ 福祉班
ク 学用品の給与	ク 教育班
ケ 遺体の収容	ケ 福祉班
コ 遺体の埋火葬	コ 市民支援班
サ 行方不明者の搜索	サ 本部総括班、消防班
シ 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい 支障を及ぼすものの除去	シ 建設班、消防班

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法並びに期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第4節 受援・応援体制計画〉

第4節 受援・応援体制計画

本計画は、大規模な災害時において本市に対する、隣接市町、指定行政機関又は指定地方行政機関等からの人的・物的受援及び本市から被災した他市町への応援に關し必要な事項を定め、受援・応援に関する調整や実施が円滑に行われるようとするものである。

《 主な担当班 》

□各班

第1 災害情報・被害情報の分析

市は、収集した情報の分析を行い、本市への受援及び他市・町に対する応援の必要性の有無について検討する。

第2 受援

1 受援の形態

受援の形態は、災害応急対策等に対する人的受援、物資等の提供による物的支援、防災関係機関の実施する支援及び公人又は民間団体によるボランティア等があり、それぞれの特性に応じた受援体制を整備する。

2 応援要請先

- (1) 被災地外の県内市町村
- (2) 県及び関係機関
- (3) その他の公共的団体等
- (4) 協定のある関係機関
- (5) 消防庁（緊急消防援助隊等）
- (6) 県消防班応援（鹿児島市消防局）
- (7) 自衛隊、警察等の防災関係機関
- (8) その他、民間団体、企業等

3 応援要請の要領

(1) 相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、隣接市町、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣及び物的支援の要請を行う。

要請の実施にあたっては、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び「全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱」を始めとする他自治体、指定地方行政機関及び各種団体等との間で締結した災害時における相互応援協定等（以下、「応援協定等」という。）を最大限有効に活用する。

応援協定等による職員の応援又は被災者に供給する物資に不足が生じる場合(不足が生じるおそれのある場合を含む)においても災害応急対策等の実施職員及び物資が不足する場合は、必要に応じ県知事に対し職員の派遣、救援物資等の供給について斡旋を求めるものとする。

【資料編 2.2.9.(4)大規模災害時の協定等関係機関締結状況一覧表】

(2) 防災関係機関に対する応援要請

ア 自衛隊の実施する災害派遣

第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請の求めを知事に対し行う。

イ 消防機関の実施する応援

「薩摩川内市緊急消防援助隊受援計画」

に基づき応援を求める。

ウ 国土交通省の実施する応援

国土交通省九州地方整備局との間の、薩摩川内市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づき応援を求める。

エ DMA T等の災害時において実施される緊急医療活動

第3部第2章第9節「緊急医療計画」に基づき実施する。

オ その他、協定等の締結の無い地方行政機関等に対する応援の要請

県知事を通じ、必要な応援を求める。

カ ボランティア等の個人又は民間団体による応援

第3部第1章第7節「ボランティアとの連携等計画」に基づき実施する。

(3) 応援の要請にあたって明示すべき事項

自衛隊の災害派遣の要請の求めを行う場合を除き、以下の事項を、努めて明確にして要請を行う。

ア 応援(支援)を要請する理由

イ 応援(支援)を要請する職種及び人員数

ウ 応援(支援)を要請する期間

エ 応援された職員の給与、その他の勤務条件

オ 支援を必要とする物資等の種類・数量等

カ その他応援(支援)等あたって必要な事項

4 受援における体制等

(1) 市は、災害の規模やニーズに応じて、他市・町、指定行政機関又は指定地方行政機関等からの職員等による受援及び救援物資の提供等による支援が円滑に行えるよう体制を整備するものとする。

(2) 受援要請の調整等にあたっては、以下の項目に留意して実施するものとする。

ア 市災害対策本部の各対策部の受援要請に関する調整

イ 受援状況に関する全体調整及び災害対策本部等への報告

ウ 応援元との連絡調整及び情報共有

エ 配分計画の決定

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第4節 受援・応援体制計画〉

- オ 県、他自治体リエゾン等の業務スペースの確保
 - カ 必要に応じ応援職員等の宿泊先の斡旋・調整
- (3) 救援物資の受入れ等にあたっては、体制を整備し、物資等の調整を行い、物資の輸送等にあたっては、第2部第2章第8節「救援物資等の輸送体制整備計画」及び第3部第2章第10節「緊急輸送計画」に基づき実施する。

第3 他市・町等への応援

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合又は応援の必要があると認めた場合は、災対法及び応援協定等を締結している市町村に対しては協定等に基づき、応援を実施する。

1 職員等の派遣

市長は、他市町村において災害が発生した場合、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

2 被害情報の収集

市長は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

3 応援の実施

市長は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

4 被災者受け入れ施設の提供等

市長は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供又は斡旋を行う。

第5節 自衛隊の災害派遣計画

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第5節 自衛隊の災害派遣計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 災害派遣要請基準

1 派遣要請基準

(1) 派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、次の災害派遣要請権者が自己の判断又は市長の要請依頼により行い、担当は市民安全対策部とする。

- ア 知事（危機管理防災局） ----- 主として陸上災害
イ 串木野海上保安部長----- 主として海上災害
ウ 大阪航空局鹿児島空港事務所長----- 主として航空機遭難

市長は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

《派遣要請の基準》

- ア 災害に際して、人命又は財産保護のため緊急を要し、かつ地元警察、消防機関、水防団その他消防団等では対処することが困難であると認められるとき
イ 災害発生が目前に迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

(2) 自衛隊派遣の種類

ア 要請：通常、自衛隊の要請は知事の判断による。

この場合、自衛隊に対し通知することができる。

イ 依頼：市長は、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。

ウ 通知：知事に対して自衛隊派遣要請の依頼ができない場合は、市長は直接、自衛隊へ通知することができる。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第5節 自衛隊の災害派遣計画〉

第2 災害派遣要請要領

1 派遣要請の方法

(1) 要請手続き

ア 派遣要請手続き 【 参考編*1 参照 】

市長は、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、次の災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事（危機管理防災局）に依頼する。

この場合、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

イ 緊急要請

市長は、通信の途絶等により知事への前述の依頼ができない場合には、定められた部隊の長にその旨及び災害の状況を直接通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 要請依頼の要望

各対策部長は、所管の対策業務について要請基準により自衛隊派遣の必要を認めたときは、市長に対して要請依頼の要望を行う。

《 派遣要請依頼書記載事項 》

- (ア) 災害の状況及び派遣を要する（直接通知）理由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

（現地対策実施機関及び対策実施機関の対策事項）

第3 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

1 自衛隊派遣要請系統、連絡先 【 参考編*2 参照 】

本項については資料編を参照する。

*1 ● 参考 3.1.5-(2) 自衛隊災害派遣要請（撤収）様式

*2 ● 参考 3.1.5-(3) 自衛隊派遣要請連絡先

第6節 技術者・技能者及び作業者の確保計画

この計画は、災害対策に必要な技術者・技能者及び作業員等の動員を円滑に行い、災害対策の万全を期する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第6節 技術者・技能者及び作業員の確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 各班

第1 作業員等の確保対策

1 作業員等の確保

(1) 作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ウ 川内公共職業安定所による作業員の斡旋
- エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員
- オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

(2) 要員確保

本部長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は川内公共職業安定所長へ斡旋を要請する。

各班は、作業員の確保が必要な場合は、行財政対策部及び経済対策部へ依頼する。

(3) 必要な作業種別

《 労働供給の基本 》

災害応急対策の実施に必要な作業員

下記の業務に従事するため、雇用を行う。

- 被災者の救難救助活動
- 行方不明者の捜索
- 遺体の処理
- 救出物資の整理、輸送及び配分
- 飲料水の供給
- 医療及び助産
- その他

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第6節 技術者・技能者及び作業者の確保計画〉

2 応援要請による技術者等の動員

技術者等確保が困難な場合、次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

第2 公共職業安定所への作業員供給要請

1 作業者供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合、川内公共職業安定所に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。
- (2) 要請内容

《 作業員供給要請事項 》

- | | | |
|------------|---------|------------|
| ア 必要作業員数 | イ 男女別内訳 | ウ 作業の内容 |
| エ 作業実施機関 | オ 賃金の額 | カ 労働時間 |
| キ 作業場所の所在 | ク 残業の有無 | ケ 作業員の輸送方針 |
| コ その他必要な事項 | | |

- (3) 雇用方法

《 労働者の雇用方法 》

(依頼)

目的、種目別計画立案

川内公共
職業安定所

直接雇用

- (4) 賃金

市が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

第7節 ボランティアとの連携等計画

本計画は、災害の規模が大きく、対策要員に不足を生ずるとき、災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を要請する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第7節 ボランティアとの連携等計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班・関係機関 》

本部総括班 福祉班 経済対策班 社会福祉協議会

第1 ボランティア参加の受入れ

1 ボランティアの受入れ

民間団体に対する協力の要請は、市長が行い、保健福祉対策部が実施する。

(1) 協力依頼

ボランティア受入れは、市長が市社会福祉協議会に協力を求めて行う。

(2) 支援及び補助

市社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会を組織し、ボランティア団体及び個人登録等の活動体制の確立を依頼し、業務遂行のための支援及び補助を行う。

(3) 環境整備

福祉班は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間、支援窓口となり、活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。

2 ボランティア活用計画

(1) 参加、協力が求められるボランティア

- ア 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- イ 大学等の学生
- ウ 公務員
- エ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ その他、各種ボランティア団体等

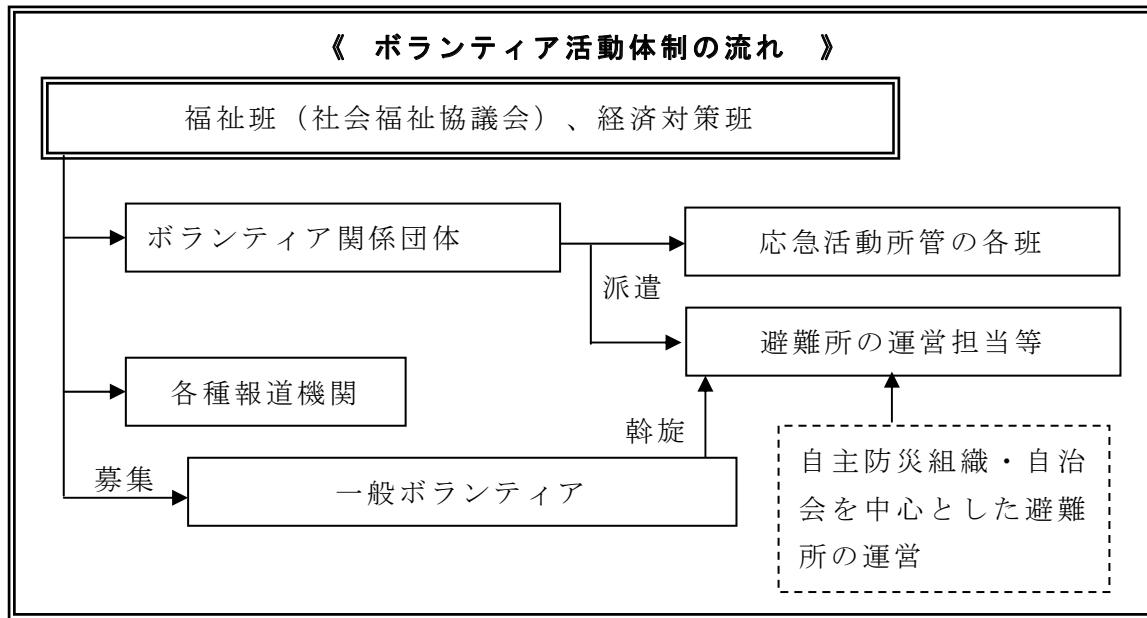
(2) ボランティア活動の内容

- ア 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- イ 避難所の運営
- ウ 炊き出し、その他の災害救助活動
- エ 高齢者、病人等の看護
- オ 被災地の清掃及び防疫
- カ 軽易な事務の補助
- キ アマチュア無線による情報の収集、伝達
- ク その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第1章 第7節 ボランティアとの連携等計画〉



第8節 災害警備体制計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第1章第8節 災害警備体制計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班・関係機関 》

本部総括班 消防班 警察署 消防団

第1 自衛警備活動

1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。（自主防災組織育成：災害対策基本法第5条第2項）

2 市の自衛警備活動

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、薩摩川内警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第1節 地震情報等の収集・伝達計画〉

第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報等の収集・伝達計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報収集応援班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 建設班
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報収集応援班 <input type="checkbox"/> 各班
第3節 広報計画	<input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班
第4節 消防活動計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第5節 危険物の保安対策計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 消防班
第7節 避難計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 教育班 <input type="checkbox"/> 消防班
第8節 救助・救急計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 救護支援班 <input type="checkbox"/> 消防班
第9節 交通確保・規制計画	<input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 警察署
第10節 緊急輸送計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 財政車両管理班 <input type="checkbox"/> 経済対策班
第11節 緊急医療計画	<input type="checkbox"/> 救護支援班
第12節 要配慮者への緊急支援計画	<input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 救護支援班 <input type="checkbox"/> 経済対策班 <input type="checkbox"/> 教育班

第1節 地震情報等の収集・伝達計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第1節 気象警報等の収集・伝達計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 情報収集応援班 広報班 建設班

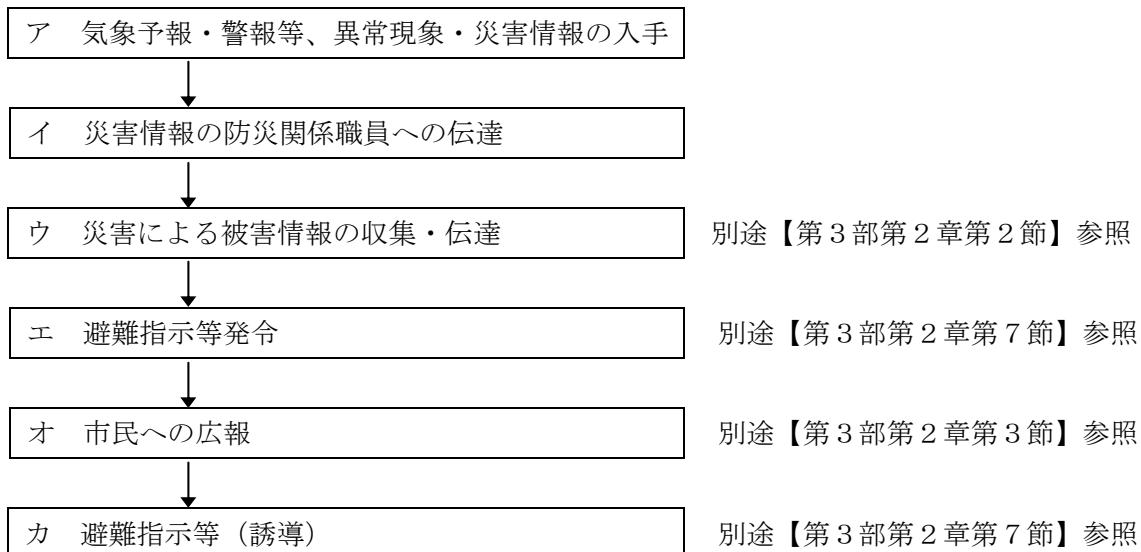
第1 予報・警報等の種類・基準

1 情報収集・伝達の流れ

(1) 情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。

各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。

なお、本節では下記のア及びイの内容とし、ウ以下は別節で取り扱う。



第2 気象予報・警報等収集伝達計画

1 気象予報・警報の種類及び発表基準【 参考編*1 参照 】

気象予報・警報の発令は、鹿児島地方気象台から発表される気象予報・警報の種類及び発表の基準に準ずる。

2 特別警報の種類及び発表基準等【 参考編*2 参照 】

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。

3 地震に関する情報

福岡管区及び鹿児島地方気象台が発表する情報を把握し、必要な措置をとる。

- (1) 震度速報
- (2) 震源及び震度に関する情報
- (3) 地震の震度に関する情報
- (4) 鹿児島地方気象台が発表する地震に関する情報

4 地震に関する情報の発表【 参考編*3 参照 】

地震に関する情報とは、九州・山口地方の地震、被害が発生したと推定される地震、局地的に続いて発生する小地震等が発生し、福岡管区気象台が必要と認めた場合に、福岡管区及び地方気象台が一般及び関係機関に対して速やかに発表するもので、地震に関する情報等の種類は以下の内容のとおりである。

*1 ● 参考 3.2.1-(1) 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

*2 ● 参考 3.2.1-(2) 特別警報の意義、種類、発表の基準及び指標

*3 ● 参考 3.2.1-(3) 警報等の区分

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第1節 地震情報等の収集・伝達計画〉

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALET）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報は次のとおりである。

- ア 震度速報
- イ 震源に関する情報
- ウ 震源・震度に関する情報
- エ 各地の震度に関する情報
- オ その他の情報
- カ 推計震度分布図
- キ 遠地地震に関する情報

5 地震に関する情報の伝達

(1) 事前措置

地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに市民等へ防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

(2) 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ市民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

(3) 異常現象発見時の通報（災対法第54条関連）

本項目については、【一般災害対策編 第3部第2章第1節 気象警報等の収集・伝達計画】を参照する。

6 緊急地震速報（特別警報）が発表された場合の市民等の対応【 参考編*4 参照 】

市民等は、緊急地震速報（特別警報）が発表された場合、身を守るため最善を尽くすものとする。

第3 津波災害警戒区域に係る情報、予報等の伝達

津波災害警戒区域について、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関し、その区域ごとに定めておく。

*4 ● 参考 3.2.1-(4) 特別警報発表時における市民等の対応例

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

本計画は、災害情報及び被害状況等を迅速、かつ確実に収集し、通報報告するため、必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 情報収集応援班 各班

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

応急対策活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は**市民安全対策部**とする。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。特に、人命危険に

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画〉

関する情報を優先し、速報性を重視する。

《 収集すべき災害情報等の内容 》

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行、道路の状況
- シ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報の収集計画

(1) 情報総括責任者の指定：情報収集応援班

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり情報連絡員を定め、被害の集約を情報収集応援班に報告する。

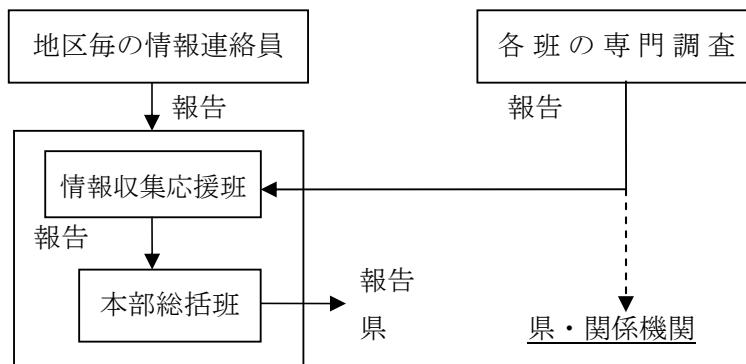
(2) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設（住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して被害状況を調査する。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、地区情報連絡班の設置、詰所長、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

《 被害調査の流れ 》

①概況（第1報）調査 ⇒ ②詳細（専門）調査



第2 被害情報の調査要領、伝達

1 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時、場所又は地域
- ウ 被害の状況
- エ とられている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

被害状況調査にあたっては、救助法適用の「被害認定基準」に基づき判定を行う。

(3) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 被害情報の報告基準

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

災対法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

イ 報告要領

種類	提出期限	様式	適用
(1) 第1報	登庁直後 災害発生直後	(別表) 災害状況速報	第1報（収集途上の被害、庁舎周辺の被害状況） ①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後） ②勤務時間内（災害発生直後）
(2) 人命危険情報 中間集約結果報告	災害発生後、できる限り早く		この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、救助法の適用申請等必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。
(3) 人命危険情報 集約結果（全体概要） 報告	災害発生後、1時間以内 遅くとも2時間以内		県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4) 災害即報	覚知後30分後可能な限り早く		報告（通報）すべき災害等を覚知したとき、原則として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を報告し、以後判明したものから随時報告する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画〉

ウ 人的被害情報の報告・集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるとときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和5年3月31日）に基づき市町村等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

2 地震被害情報の収集

(1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報

イ 人命救助に係る情報

ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

(2) 災害情報等の集約、報告及び共有化

ア 情報の共有化

市災対本部において、上記の方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

イ 市から国・県への報告

市は、震度4以上を記録した場合、県へ被害概況を報告する。

災害規模の把握のための市から国・県等への報告は以下を目標に行う。

(ア) 第1報（収集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

①勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

②勤務時間内（地震発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

- (ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告
地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

第3節 広報計画

本計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況その他の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速化を図るものである。

津波発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第3節 広報計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

広報班 市民支援班 福祉班

第1 広報体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区（各災害危険地区）
- イ 地区住民（要配慮者）の把握
- ウ 広報・広聴担当者の習熟
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートの多ルート化

(2) 市民に対する広報

住民への広報内容について、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見極め、必要な情報を周知する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮する。

2 市民に対する広報内容【 資料編*1 参照 】

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けて行う。

(1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、事前避難の呼びかけ、避難指示

ア 広報担当者の留意事項

広報担当者は、地震を感じた時、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続きのために、時間を浪費しないように特に留意する。

イ 避難指示の基準

震度4以上（と思われる）の地震を感じたとき、又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を覚知したとき

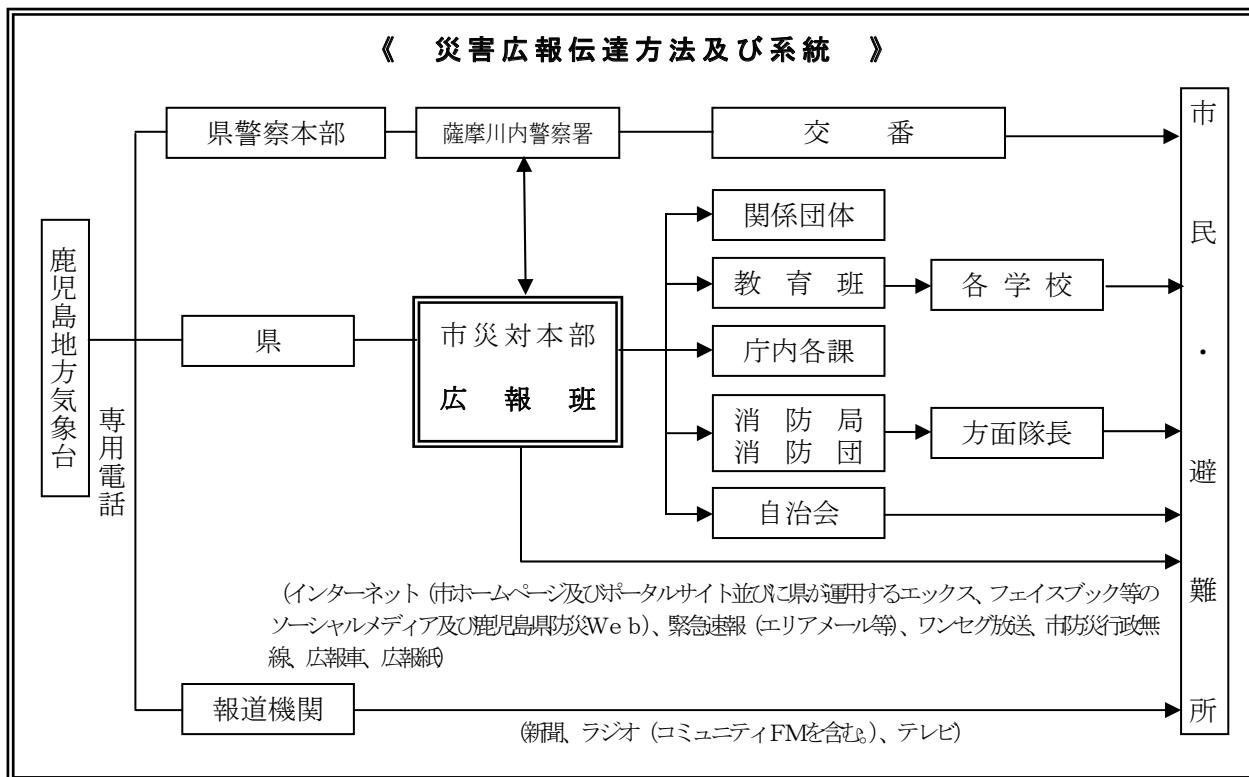
(2) 地震発生直後の広報

ア 余震等、地震の発生に関する今後の見通し

*1 ● 資料 3.2.3-(1) 報道機関一覧

- イ 被災状況と応急措置の状況
 - ウ 避難の必要性の有無
 - エ 緊急避難を要する地区住民への避難の喚起・指示
 - オ 要配慮者の安否確認の喚起・指示
 - カ 出火防止、初期消火、ガスの元栓閉栓の喚起・指示
 - キ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報
- ア 二次災害の危険が予想される地域住民への警戒呼びかけ
 - イ 地区別の避難所への情報提供
 - ウ 混乱防止の呼びかけ（テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、インターネット（市ホームページ、ポータルサイト及び市公式LINE並びに県が運用するエックス、フェイスブック等のソーシャルメディア及び鹿児島県防災Web）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送、防災行政無線からの情報入手）
 - エ 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル”171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板の活用）
 - オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
 - カ 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
 - キ ライフラインの状況（使用可能地域）
 - ク 医療機関の状況
 - ケ 防疫活動の実施状況
 - コ 食料、生活必需品の供給状況
 - サ その他住民のとるべき行動
 - (ア) 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - (イ) 電話、交通機関等の利用制約

(4) 広報方法及び系統



3 市民等からの問い合わせに対する対応

福祉班は、災害の発生等により、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に各班により編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

- (1) 行方不明者の受付
- (2) り災証明
- (3) 税の減免
- (4) 仮設住宅への入居申請
- (5) 住宅応急修理の相談
- (6) 医療相談
- (7) 生活相談等
- (8) 災害によって生じる法律問題

第4節 消防活動計画

大火災の防ぎよについては、消防局の定める「消防計画」に基づき行う。

大規模な地震発生時における対策は、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班

第1 消防活動の体制

1 情報伝達体制

- (1) 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。
- (3) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。

2 消防職員、団員の召集

火災その他の災害に際し、「消防計画」の規定に基づき召集を行う。

- (1) 消防職員にあっては、消防局長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあっては、消防団長が各分団長を通じて行う。

3 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、その他の災害に出動させるために、消防計画に基づき、効果的な運用を図る。

4 緊急消防援助隊の応援要請

大規模な地震による被害に際し、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱及び鹿児島県緊急消防援助隊受援計画に基づき応援要請を行う。

5 県消防相互応援協定の活用

大規模な地震火災等が発生し、市の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し災害応急対策にあたる。

6 惨事ストレス対策

市は、消防局・団に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防局は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2 防災対策

1 火災に対する警防対策

火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

(1) 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば捜索を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

(2) 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命危険が極めて大きいため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

(3) 同時多発的火災対策

大規模な地震による同時多発火災に対し、通電の際等による出火防止、延焼拡大の防止を効果的に実施できるよう防火水槽、プール等の他、河川・ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の多様化に努める。

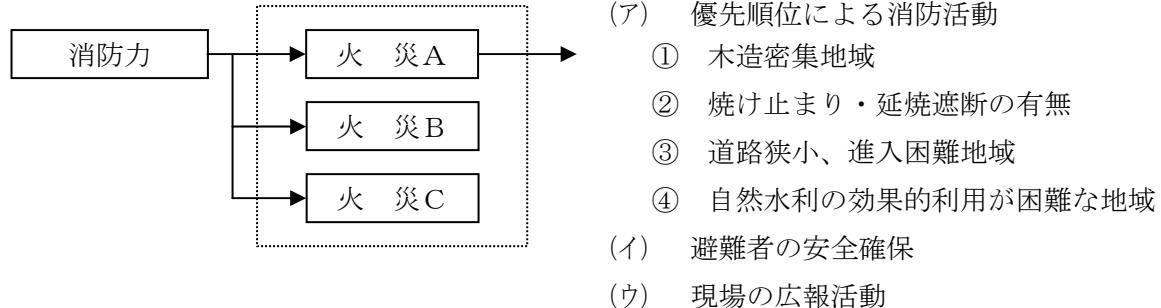
また、延焼拡大や消火活動に支障のある地域等について、優先順位による消火活動を実施する。

《 地震火災時の消防活動 》

ア 消防力が優勢の場合



イ 同時多発火災時等消防力が劣勢の場合



2 市民による出火防止、初期消火体制

(1) 市民による初期消火体制の整備

地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火の重要性を啓発し、初期消火体制の組織の整備育成、防火水槽等設備の増強を検討する。

(2) 市民による初期消火の啓発

家庭における出火を防止するため、地震時における通電の際の2次出火の危険性、火気使用の適正化と消火器具の普及等に努める。

第5節 危険物の保安対策計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第4部第4章 危険物等災害対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《主な担当班》

本部総括班 消防班

第1 危険物の保安対策

1 危険物対策

(1) 危険物対策

地震による危険物施設からの漏洩・爆発、特殊火災のおそれがある場合、消防局が定める「消防計画」に基づき、統制ある危険物対策を行う。

(2) 危険物、高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 広域応援要請

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、市の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県へ応援要請を依頼する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画〉

第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画

地震による洪水害・土砂災害は、降水量を要因にその被害が発生しているため、震災後の堤防の決壊や斜面崩壊等は、豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、水防・地震土砂災害による二次災害の防止対策と警戒・避難体制の確立に努める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第4節 水防計画及び第5節 土砂災害等の防止対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 建設班 農林水産班 消防班

第1 地震時の河川災害の防止

1 地震時の水防体制の確立

「市水防警戒本部」、「市水防本部」は、市警戒本部並びに市災対本部の設置により対応する。

(1) 各班の動員

組織編成並びに各班の編成は、【一般災害対策編 第3部第1章第1節 応急活動体制計画】の動員配備に準ずる。

(2) 各部の任務

各班の任務は、【一般災害対策編 第3部第1章第1節 応急活動体制計画】の市災対本部の分掌事務に準ずる。

2 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い、損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

ため池の管理者は、地震発生後点検を行い、地震動に伴うため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配する等早急に応急復旧対策を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視

土砂災害警戒区域等、山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

3 土砂災害の被害拡大の防止

(1) 災害原因情報の収集・伝達

市及び関係機関は、第2章第1節「地震情等の収集・伝達計画」及び第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

特に、地震により地盤が緩んだ後の大河洪水注意報・警報、土砂災害危険指標、土砂災害警戒情報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

土砂災害危険指標、土砂災害警戒情報の意義、伝達系統については、【一般災害対策編 第3部第2章第5節 土砂災害等の防止対策】を参照する。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。地域で土砂災害の発生の兆候が認められる等の実態が把握された場合、地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(3) 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

4 地震発生時の緊急調査の実施

- (1) 土砂災害警戒区域等の地震による崩壊等の実態調査を行うため、その早急な動員を要請する。
- (2) 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って、応急対策を措置する。
- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査（緊急調査）を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村へ提供する。

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

- (5) 気象庁及び県は、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。
- (6) 災害の危険性について市民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を探査に地域住民へ提供できるようにする。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画〉

5 危険箇所周辺の警戒体制の確立 【一般災害対策編第3部 第2章 第5節 参照】

(1) 定義

ア 第1次警戒体制：危険区域の警戒巡視や市民等への広報を行う。

イ 第2次警戒体制：市民への避難準備の広報や避難の指示の措置を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、地域住民の避難措置を実施する。

第7節 避難計画

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から市民を保護するため市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の市民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図る。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第6節 避難計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 広報班 福祉班 教育班 消防班

第1 要避難状況の早期把握

1 要避難状況の早期把握実施

市長は、避難措置実施の第1責任者として、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手する。

2 避難の必要性の早期判断

(1) 避難の必要性の早期判断

避難対策の必要な避難を要する状況は、地震による被害状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

鹿児島県北部等の山間部を震源とする地震は、急傾斜地等崩壊の危険性が高く、土砂災害による避難の必要性が想定される。そのため、警戒活動による斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、二次災害の防止と避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

第2 避難所の確保

1 避難施設等の確保

避難所は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。

また、市民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ市民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

2 避難者の収容

地震災害危険地帯の市民が緊急に避難するため収容する施設は、耐火構造物の公共施設及び公園等とする。なお、既存の収容施設が被害を受けた場合、被災者が多数のため既存収容施設に収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、野外施設を設営する。

3 避難所への受入れ準備

- (1) 本部総活班は、電話、無線等により避難所開設の旨を関係者へ連絡する。
- (2) 施設の施錠解除依頼
- (3) 避難者の受入れ（収容）スペースを指定、避難者の誘導

第3 避難の指示並びに伝達

1 避難指示等の発令

- (1) 市は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。
- (2) 市は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

2 市長による避難指示等の伝達

- (1) 避難計画にもとづく伝達
市長は、市地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い以下 の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ コミュニティFM放送

カ 緊急速報（エリアメール等）

キ 告知放送

ク L アラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット等、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

市長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

《 警戒区域の設定 》

条 件	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。		
伝達内容	ア 設定者	イ 立入り制限、禁止の理由	ウ 警戒区域 エ 避難所
	オ 避難後の当局の指示連絡等	カ 解除の見込み	

第4 避難所の受入れ体制

1 各避難所の責任者

各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受入れや連絡が円滑に進むようにしておく。

- (1) 避難者名簿（カード）の配布、名簿を作成し人員を把握する。
- (2) 食料、生活必需品の調達、受取、配給の準備と実施
- (3) 避難所運営に伴う記録の作成、運営状況の報告

2 避難所の運営

避難所の運営は、市民及びボランティア等の自主性を尊重し、これに協力し、必要な措置を検討する。

3 避難所の開設

避難所の開設が長期化する見通しの場合、次の点に留意する。

- (1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- ア グループ分け
- イ プライバシーの確保
- ウ 情報提供体制の整備
- エ 避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- オ 避難所のパトロール等
- カ 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- キ 福祉避難所

要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した避難所

- (2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

- ア 自主運営体制の整備

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第7節 避難計画〉

イ 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯等の生活環境の改善対策

ウ 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(3) 保健、衛生対策

ア 救護所の設置

イ 巡回健康相談、栄養相談の実施

ウ 仮設トイレの確保、衛生対策

エ 入浴、洗濯対策

オ 食品衛生対策

第8節 救助・救急計画

本計画は、災害のため、身体が危険な状態、または生死不明の状態にある者を救出し、市民の生命を保護し、被害の軽減を図るために、迅速な救出・救急対策を図るものである。

大規模な地震発生時における対策は、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 福祉班 救護支援班 消防班

第1 救出計画

1 救出班の編成

救出班の編成は、**消防班**により組織し、消防計画に基づく組織体制とする。被害状況に即した人員、資機材等を確保し、災害が発生した地域の市民、関係機関と連絡を密にし、適切な救出にあたる。

2 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

3 救出活動

地震直後から市民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動への協力を喚起する。

第2 救助、救急活動

1 救助、救急活動

消防局は、市の消防力の総力をあげて救助、救急活動を行うものとし、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。また救急、救助活動は、救命措置を要する重傷者を最優先とする。

実施にあたっては、市消防計画による。

救急、救助活動は、救命措置を要する重傷者を最優先とする。

2 救急搬送

(1) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては救急車等のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや県ドクターへリ、自衛隊のヘリコプターにより行う。

(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、保健福祉対策部と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 市民及び自主防災組織による救助、救急活動

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

5 救助、救急用装備・資機材の調達

資機材が不足する場合が十分考えられ、可能な限りの救助、救急用装備・資機材を調達し、救助活動に万全を期す。

6 救出等の応援要請

被災地の救助及び救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認めた場合は知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。

7 市民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自治会も含めた自主防災組織のもとで、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即した市民の組織力を強化し、「自分達のまちは自分達で守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

(1) 個人の果たすべき役割

- ア 負傷者及び要配慮者の救出、救護
- イ 正確な情報の伝達
- ウ 出火防止措置及び消火の実施
- エ 適切な避難
- オ 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

第3 慘事ストレス対策

市は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

第9節 交通確保・規制計画

本計画は、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保守が必要となった場合において、迅速な災害応急対策の遂行のための交通を確保する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第7節 交通確保・規制計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班・関係機関 》

□建設班 □警察署

第1 交通施設対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滞留物の状況
- エ 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

第2 交通の確保

1 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》

- ア 障害物の除去
- イ 被災箇所の応急復旧
- ウ迂回路の確保

2 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から緊急通行車両証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

第10節 緊急輸送計画

本計画は、災害時におけるり災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送力を確保し、迅速、的確な輸送を行うためのものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第8節 緊急輸送計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 財政車両管理班 経済対策班

第1 緊急輸送

1 基本方針

市長は、被災者の避難その他応急対策の実施に必要な輸送を行う。

なお、市有輸送力をもっては輸送を確保できないと認めるときは、九州運輸局、鹿児島運輸支局、その他関係機関の応援を求める。

主として救助物資、応急対策用器材等、救出されたり災者及び応急対策要員等の輸送を行う。

第2 輸送の確保

1 輸送の確保【 資料編*1*2 参照 】

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

(1) 輸送の依頼先

本項については資料編を参照する。

*1 資料 3.2.8-(1) 市有車両等一覧表
*2 資料 3.2.8-(2) 輸送の依頼先

2 輸送の実施

《 輸送の対象 》

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府及び地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第3 緊急輸送計画

1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路

大規模災害時通行制限される緊急輸送道路は以下の指定路線である。

輸送施設	輸送施設の内容
緊急輸送道路 (緊急輸送道路ネットワーク計画)	第一次緊急輸送道路 高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を連絡する道路
	第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）
	第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路

(2) 集積拠点施設

大規模災害時集積拠点は以下の施設である。

輸送施設	輸送施設の内容
トラックターミナル	鹿児島臨海トラックターミナル
卸売市場等	川内地方卸売市場、さつま町公設地方卸売市場

2 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

ア 事前届出の対象となる車両

事前届出の対象とする車両は、災害時において災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とし、市が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両で、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (イ) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 事前届出の手続き

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）とする。

(イ) 申請先

申請に係る車両の使用本拠位置を管轄する警察署（幹部派出所を含む）

(ウ) 必要書類

- a 緊急通行車両等事前届出書（1通）
- b 自動車検査証の写し（1通）
- c 協定等により使用される車両は、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書が無い場合は、上申書、契約書等）

(2) 緊急通行車両の確認及び標章の交付受け

事前届け出により交付を受けた届出済み証を、警察署又は交通検問所に提出し、緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両の標章及び確認証明書を受領する。

第11節 緊急医療計画

本計画は、災害の混乱時における被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図る。

なお、避難生活の長期化に伴う被災者の健康状態の把握及びメンタルケアについても本節に準じて実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第9節 緊急医療計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□救護支援班

第1 緊急医療の実施【 資料編*1 参照 】

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市長が行う。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

1 対象者

災害のために医療の途を失い、応急的に医療を施す必要がある者

2 範 囲

- (1) 診 察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 措置、手術、その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容

第2 医療体制

1 医療情報の収集

広域災害救急医療情報システム（E M I S）を活用し、医療機関の被災状況等の情報を入手する。

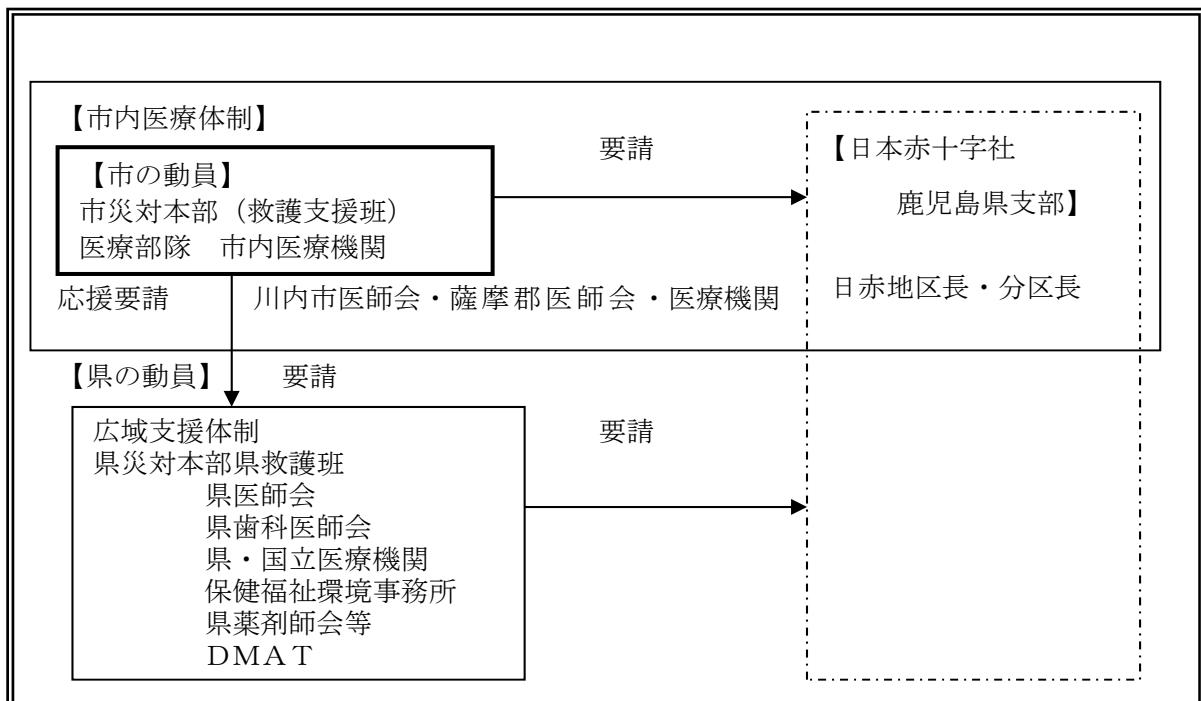
2 医療機関の動員計画

(1) 救護班の設置

医療救護については、川内市医師会、薩摩郡医師会と協議調整し、救護班、市内医療機関、医師会、その他医療機関により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

*1 ● 資料 3.2.9-(1) 医療団体等一覧表



(2) 医療機関の動員計画

救護支援班は、日赤鹿児島県支部、分区長、医師会及び各医療機関の医療救護について協力を行う。

ア 県による保健医療活動の総合調整の実施

県（保健医療福祉調整本部）及び保健所は、救護班、DMA T、D P A T 及び保健師等（以下「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行う。

イ 応援要請

市長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県（日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会）へ県の救護班の出動を要請する。

(ア) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）

(イ) 必要とする班数

(ウ) 救護期間

(エ) 派遣場所

(オ) 災害の種類・原因等その他の事項

ウ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンによる支援

(ア) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの活動内容

災害や事故等により大規模な人的被害が発生した場合に、地域医療の回復までの経過時期において、被害の軽減を図るために、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう保健医療活動チームを効率よく調整する。

また、災害時小児周産期リエゾンは、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターをサポートする。

(イ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動

知事は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの出動が必要と判断するときは、災害医療コーディネーターが所属する組織に災害医療コーディネーターの出

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第11節 緊急医療計画〉

動を要請する。

エ DMA Tによる応援

(ア) DMA Tの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(イ) DMA Tの出動要請

出動要請の特例

市長又は消防局長は、DMA Tの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されており、DMA Tの派遣要請基準に照らし、DMA Tの派遣が必要と判断するときは、DMA T指定病院にDMA Tの出動を要請できる。

この場合において、市長又は消防局長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(ウ) DMA Tの編成と所在地

a DMA Tの構成

DMA Tは、原則として医師1人以上、看護師2人以上及び業務調整員1人を含む5人で構成する。

b DMA Tの所在地

DMA Tの所在地は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	3
鹿児島徳洲会病院	〃 南栄 5-10-51	099-268-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-63-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	3
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2
鹿児島医療センター	〃 城山町 8番 1号	099-223-1151	1
指宿医療センター	指宿市十二町 4145	0993-22-2231	1
いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町 43-25	099-252-1090	1

霧島記念病院	霧島市国分福島1丁目5-19	0995-47-3100	1
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地	0994-43-3434	1

オ D P A Tによる応援

(ア) D P A Tの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、被災地域等で、被災によって損壊した既存の精神科医療機能に対する支援等を行う。

(イ) D P A Tの出動

知事は、D P A Tの派遣基準に照らし、D P A Tの派遣が必要と認めるときは、D P A T登録病院の長にD P A Tの出動を要請する。

(ウ) D P A Tの構成と所在地

a D P A Tの構成

D P A Tは、精神科医師をリーダーに、看護師、業務調整員等で構成し、1チーム3～5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じチーム人数を増減し編成できるものとする。

なお、D P A Tのうち、発災初期に対応するチームを先遣隊として、厚生労働省に登録するものとする。

b D P A Tの所在地

先遣隊の登録をしているD P A Tの所在地は、次のとおりとする。

(令和3年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-272-5111	2
県立姶良病院	姶良市平松6067	0995-65-3138	3
谷山病院	鹿児島市小原町8-1	099-269-4111	1
三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿7-26-1	099-264-0667	1
ハートフル隼人病院	霧島市隼人町住吉100	0995-42-0560	1

カ D H E A T

(ア) D H E A Tの活動内容

県（保健医療福祉調整本部等）が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等に対する支援を行う。

(イ) D H E A Tの活動

a 他県等への要請

県は、県内の保険所の相互支援では保険医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県等からのD H E A Tの派遣に関する調整の依頼を行う。

(ウ) D H E A Tの構成

公衆衛生医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、業務調整員等から5名程度で構成される。

キ 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

ク 災害拠点病院【 資料編*2 参照 】

*2 ● 資料 3.2.9-(2) 災害拠点病院

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第11節 緊急医療計画〉

県は、各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤鹿児島県支部、消防本部等の関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

なお、緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備活用を図る。

(3) 救護所の設置

災害時における救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、医療機関等と協議して適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

《 救護所設置場所 》

- ア 被災者の避難収容所
- イ 被災地の中心地
- ウ 被災者の交通の多い地点
- エ その他適当と思われる地点

3 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

災害の状況に応じ適切な医療を行うため、救護班の編成により次のような救護活動を行う。

- ア 傷病度合いによる選別等
- イ 医療救護
- ウ 助産救護
- エ 医療機関への転送の要否、措置

(2) 医療救護活動の装備

救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町等の関係機関の協力を得て補給する。

4 特定医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージタグ）

現地医療班の医師は、優先的な治療を判断するため、傷病者をそれぞれの症状に応じて区分し、救命措置、応急措置を行う。

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア 人工透析患者の対応

〔社〕全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

イ 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

この際、県が整備する災害派遣医療チーム（D P A T）の支援を受ける。

(3) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時に在宅難病患者等を、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

(4) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力をう。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ こころのケアに対する相談・普及啓発

5 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする**救護支援班**があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

6 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

救護支援班又は市内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、**本部総括班**を通じ県及び隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県又は近隣市町に協力を求め調達する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第2章 第12節 要配慮者への緊急支援計画〉

第12節 要配慮者への緊急支援計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第2章第10節 要配慮者への緊急支援計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

福祉班 救護支援班 経済対策班 教育班

第1 要配慮者に対する対策

1 要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階における需に合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して指定避難場所や避難所へ移送する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 要配慮者の避難対策

(1) 要配慮者

要配慮者対象者リストを作成し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。

(2) 在宅被災者

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

3 避難所での対策

(1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）を行う。

ア 物理的障壁の除去がされていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

イ 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスに努める。

(2) 避難所では、要配慮者の状況を把握し、食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での

生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。

- (3) 生活情報の伝達において、聴覚障害者には掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。
- (4) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

4 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

5 県への応援要請等

- (1) 市は、必要に応じ、県に対して、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、ホームヘルパー等の資格を有する者などで構成された県災害派遣福祉チーム（鹿児島D C A T）の派遣を要請するものとする。
- (2) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。
- (3) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第1節 食料の供給計画〉

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

第1節 食料の供給計画	<input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 経済対策班
第2節 応急給水計画	<input type="checkbox"/> 上下水道班
第3節 生活必需品の給与計画	<input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 経済対策班
第4節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	<input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 救護支援班 <input type="checkbox"/> 上下水道班
第5節 し尿・ごみ・清掃計画	<input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 建設班
第6節 障害物の除去対策計画	<input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 消防班
第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 消防班
第8節 住宅の供給確保計画	<input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 建設班
第9節 文教対策計画	<input type="checkbox"/> 教育班
第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画	<input type="checkbox"/> 財政車両管理班 <input type="checkbox"/> 市民支援班 <input type="checkbox"/> 福祉班
第11節 農林水産業災害の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 農林水産班

第1節 食料の供給計画

本計画は、罹災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための食料の調達、炊き出し、配給等の迅速、確実を期するものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第2節 食料の供給計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

市民支援班 福祉班 農林水産班 経済対策班

第1 食料の調達・供給

災害時におけるり災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達、供給は、市長が行う。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

この際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

1 対象者

《 炊き出し、食品供与対象者 》

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
- ウ 旅行者、列車、バスの旅客等であって食料の持ち合わせがなく調達できない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- オ その他、市長が供給の必要を認めた者及び避難所に収容された者

2 調達量の把握

市民支援班は、情報収集応援班及び避難所、関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

3 調達・供給計画

- (1) 被災状況、避難者数から食料供給計画を策定し、被災者の食料確保と供給に努める。
- (2) 必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。
- (3) 応急食料の緊急措置

ア 米穀取扱事業者等の手持ち米を調達する場合【 資料編*1 参照 】

市長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者から米穀を買取り、調達する。

この他、災害の状況により、県内米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。

イ 政府所有米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、アの方法で調達不可能の場合、市長は所要数量を知事に要請し、政府所有米穀を調達する。

知事は、市長からの要請を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受けるとされている買受代金は、知事が災害救助費から支払う。

市長は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請が出来ないときは、直接、農林水産省農産政策部貿易業務課に対し「災害救助米穀の引渡し要請書」に基づく政府所

*1 ● 資料 3.3.2-(2) 政府所有米穀の調達系統

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第1節 食料の供給計画〉

有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

市長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときには、契約の締結前であっても政府所有米穀の引き渡しを受けることが出来る。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

第2 食料供給、生活必需品等の確保計画

1 調達

自ら調達した食料及び物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県及び近隣市町に物資の調達を要請する。

2 配分計画

(1) 配分計画の作成

調達した食料及び物資について配分計画を作成し円滑な配分を行う。

主食及び副食の配給は、市民支援班が実施し、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

《 応急配給に関する数量 》

配給を行う場合	対象	換算配給量
被災者への炊き出し	被災者	1人1食あたり200g以内
通常の配給を行うことができない場合の配給	応急配給受給者	1人1日あたり400g以内
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対する給食	災害救助従事者	1人1食あたり300g以内
乾パン	1食あたり	1包(100g入り)
食パン	1食あたり	185g以内
調整粉乳	乳児1人あたり	200g以内

3 配給拠点施設の確保

災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、配給拠点施設を確保する。

4 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給（場所、時間、方法）等に関する広報を併せて行う。

第3 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、又は避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

1 炊き出し実施者

市長は、炊き出しの必要を認めたときは、直ちに日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

2 炊き出しの方法

- (1) 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- (2) 炊き出しは、市民支援班が奉仕団体等の協力を得て行うものとし、市職員が立ち会い、その指示により実施する。
- (3) 炊き出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、経済対策班が共同して行う。
- (4) 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。
- (5) 副食調味料等の調達は、あらかじめ定める関係機関、企業等へ連絡のうえ調達する。
- (6) 炊き出しにあたっては、常に食料の衛生に留意する。
- (7) 炊き出し、その他による食料の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれ又は重複支給の者がないように注意する。

第2節 応急給水計画

本計画は、給水施設の被災により飲料水が枯渇し、又は汚染した場合、応急給水の諸方法を定め、被災地に対する給水の円滑を期するものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第3節 給水計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 応急給水計画の策定

1 応急給水の必要量の把握

以下の被災者の情報を収集し、応急給水の必要量を把握する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (3) 断水区域及び断水人口の状況
- (4) 原水、浄水等の水質の状況

2 応急給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

- (1) 応急給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源池、井戸等の水源の確保に努める。
この際、飲料水製造業者との協定に基づいて飲料水の提供を受け、応急給水体制の強化を図る。
- (2) 応急給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 応急給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町に応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。
- (5) 自力で給水を確保できない要配慮者を支援するため、N P O 法人やボランティア等と連携する。

3 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

第2 応急給水対策

1 応急給水方法

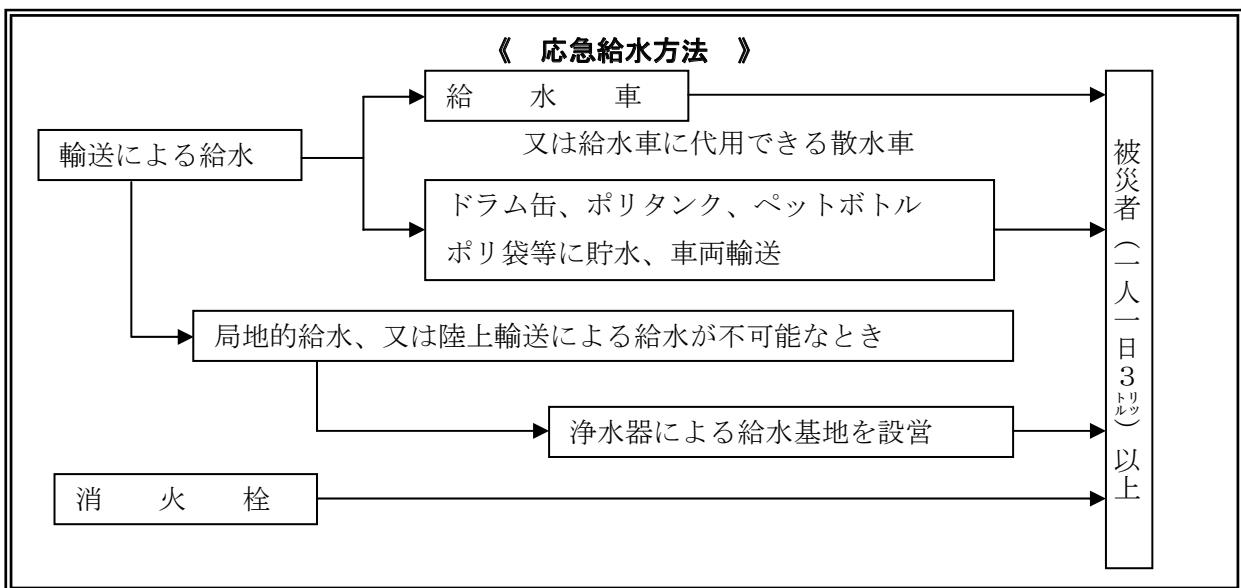
(1) 震災後の応急措置の内容

《 水道施設の応急措置内容 》

- ア 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ 給水車等の応急給水方法の確保（使用不能の場合）
- エ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ 給水（場所、時間、方法）等に関する広報

(2) 応急給水の実施

- ア 給水に必要なポリ容器、バケツ（個人用）等給水容器の確保に努める。
- イ 給水に要する給水車、輸送車両等が必要なときは、県及び隣接市町に応援を要請する。
- ウ 使用可能な施設に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。
給水（場所、時間、方法）等に関する広報を行う。



2 水質検査

飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

3 応急給水の実施

- (1) 飲料水の確保及び応急給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。
- (2) 給水の実施基準

《 応急給水の実施基準 》	
応急給水の条件	応急給水量の基準
ア 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル以上
イ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水14リットル
ウ 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル
エ ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル

第3 応急給水施設等の応急復旧

上下水道班は、応急給水施設の応急復旧に際して早期給水を図るため、必要最小限の用水確保を目的に、特に共用栓及び病院等民生安定上緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

なお、上下水道班の能力だけでは応急復旧が困難な場合は、市指定給水装置工事事業者の応援を求める。

第3節 生活必需品の給与計画

本計画は、り災者に対する衣料生活必需品等の物資を給与するための物資の調達及び配給に関するためのものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第4節 生活必需品の給与計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

福祉班 経済対策班

第1 生活必需品等供給計画

1 生活必需品の給与

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

2 生活必需品等の必要量の把握【県防災】

以下の被災者の情報を収集し、被災者に給与する必要品目及び必要量を把握する。

なお、必要品目及び必要量の把握に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

- (1) 被災者や避難所の状況
- (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況

3 物資の購入及び配分計画【 資料編^{*1} 参照 】

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその他市町等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

4 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没、及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

^{*1} ● 資料 3.3.4-(1) 救援物資等集積場所

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第3節 生活必需品の給与計画〉

《 給貸与対象者 》

- ア 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- イ 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- ウ 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

第2 生活必需品の配給

1 配給方法

(1) 配給の実施

物資の給与又は貸与は、**福祉班**が配給計画に基づき、災害対策要員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品の給与を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合に円滑な給与を実施するため、N P O 法人やボランティア団体等との連携を可能な限り図るものとする。

(2) 自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。

(3) 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給（場所、時間、方法）等に関する広報を併せて行う。

第4節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画

本計画は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）を基本に災害感染症予防対策実施要綱及び県知事の指示・命令に従い実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

市民支援班 救護支援班 上下水道班

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施

知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

(1) 県が市又はその一部の地域を定める場合の基準は次のとおりである。

- ア 市又はその一部の地域の被害率が 10%を超える場合
 - イ 市又はその一部の地域の被害率が 5 %以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
 - ウ 市又はその一部の地域の被害率が 5 %未満で市役所等を含む中心部が壊滅的な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
 - エ 相当の震災、火災のあった場合
- 【被害率】
- 全半壊（焼）、流失及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の 5 分の 1 を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第4節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画〉

2 感染症予防業務の実施

《 市における感染症予防業務 》

感染症予防業務	内 容
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。 なお、消毒の方法は感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(2) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事に指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、消毒の方法は感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対応をとる。
(4) 生活用水の供給	知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行うものとする。 生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情の応じ適宜な方法によって行うこと。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 避難所の感染症予防指導等	避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点的項目は次のとおりとする。 ア 疫学調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

※ 薬剤については、【一般災害対策編 第3部第3章第6節 感染症対策、食品衛生、生活衛生対策計画】を参照する。

3 防疫体制の強化

救護支援班は、防疫部隊を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

- ア 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- イ 健康状態の把握、健康診断の実施
- ウ 清掃、消毒の方法の習熟、市民への広報、周知
- エ 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- オ 優先地域、優先患者の確認

4 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、次の措置を実施する。

《 避難所における防疫指導 》

- ア 避難所の清掃、消毒
- イ 避難者に対する健康調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- エ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- キ トイレの清掃
- ク 簡易トイレの設置
- ケ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

第2 衛生対策

1 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断への協力

疫学調査の結果、必要があるときは「感染症法」第17条の規定により知事が行う健康診断に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不能となり、市民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場の斡旋

ア 市公衆浴場の被災現状の把握

イ 斡旋の方策

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

第5節 し尿・ごみ・清掃計画

本計画は、災害発生地における一般廃棄物による環境汚染を防止するため、被災地におけるごみの収集及びし尿のくみ取り処分、へい獣の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第8節 し尿・ごみ・清掃計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□市民支援班 □建設班

第1 清掃対策

1 災害廃棄物処理の実施

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。

イ 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、解体業者、産業廃棄物処理業者及び建設業者等と連携した収集体制を確保する。

ウ ごみ収集及び処理計画を立案し、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。

エ その他所要の計画に基づいて実施する。

(2) 実施方法

災害時に発生したごみは、市民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理にあたる。

(3) 臨時集積所：公共的な空地

臨時集積所は、環境衛生上の問題を考慮する。

2 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

3 ごみ収集、運搬及び処分の方法【 資料編^{*1} 参照 】

(1) 市は、県災害廃棄物処理計画や当該市町村の災害廃棄物処理計画も踏まえ、あらかじめ、

*1 ● 資料 3.3.8-(1) ごみ焼却施設

ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておくものとする。

(2) 清掃部隊の編成

災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集し処理するとともに、道路、公園等の公共的な場所については、清掃部隊を編成しその収集処理にあたる。また、市において処理が困難な場合は、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、県に要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

- (3) 一般廃棄物の収集は、避難所及び被災地に市の収集車両を優先的に配車して行う。
- (4) 収集したごみは、ごみ焼却施設において焼却とし、やむを得ない場合は必要に応じ、野天焼き埋没等環境衛生上支障のない方法で行う。
- (5) 処理が困難な場合は、県に応援斡旋を依頼し、近隣市町のごみ焼却施設に応援を要請する。

第2 し尿処理対策等

1 し尿収集、運搬及び処理の方法

- (1) し尿は、収集運搬車により収集し、原則としてし尿処理施設及び下水道の終末処理施設で行う。やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。
この収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準により実施する。
- (2) し尿の収集は、避難所を優先的に実施することとし、市内業者による収集が困難な場合は、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、県に要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

2 ライフライン機能の代替措置

地震災害によりライフラインが被災し、下水道による処理が困難となる場合が想定される。
その場合、以下に示す方法により処理することとする。

- (1) 仮設トイレ等を使用し、その確保設置を早急に実施する。
- (2) 貯留したし尿の処理はし尿処理施設で行うが、やむを得ない場合、農地還元等環境上支障のない方法により実施する。

3 仮設トイレの設置、確保

(1) 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定には、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第5節 し尿・ごみ・清掃計画〉

仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておき、設置した場合は市民に周知する。

(2) し尿収集・処理計画【 資料編^{*2} 参照 】

ア 仮設トイレ等の設置状況

地震災害が発生した場合、仮設トイレ等の設置状況を掌握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

被害状況、収集場所等の情報を基にくみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理を行う。

(3) 避難所等への仮設トイレの設置について、鹿児島県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請する。

4 家畜等処理方法

保健所長の指示に従い、原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない方法で処理する。

- (1) 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにする。
- (2) 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をする。
- (3) 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 埋却現場には、その旨を標示する。
- (5) 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

^{*2} ● 資料 3.3.8-(2) し尿処理施設

第6節 障害物の除去対策計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第9節 障害物の除去対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

建設班 消防班

第1 障害物の除去

1 障害物除去の対象

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、又は二次災害を防止するため、住家、又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるよう、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

- (1) 山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。
市で措置できない場合は県等へ応援を要請する。
- (2) 河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

《 障害物除去の対象 》

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- ウ 屋敷内に運びこまれているため家の出入りが困難な状態であること
- エ 自らの資力によっては除去ができないものであること
- オ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- カ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- キ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

2 作業要員

除去作業は、建設対策部と消防対策部があたるが、被害が大規模な場合は、地元住民の協力を得るほか、必要な場合自衛隊の派遣を要請する。

3 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として焼却施設で処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公共的な空地に一時的に集積し、焼却施設で処理する。また、不燃物は市の不燃物処理施設で処理する。

4 障害物保管等の場所

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の妨げとならない場所を選定する。
- (3) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間工作物名、その他必要事項を公示する。
- (4) 盗難等の危険のない場所を選定する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第6節 障害物の除去対策計画〉

5 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

(1) 障害物の保管期間及び帰属

保管した工作物等又は売却した代金は、公示の日から起算して6ヶ月を経過しても返還する相手方が不明等で返還できないときは、その工作物等または売却した代金は市に帰属する。

(2) 障害物の売却及び処分方法

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物を売却し、代金は保管する。

(3) 障害物除去の費用、期間等

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画

本計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）の搜索を計画的に行い、遺体の収容、処理、埋火葬等を円滑に実施するものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 福祉班 市民支援班 消防班

第1 行方不明者の搜索

1 対象者

《 行方不明者の搜索及び収容埋火葬対象者 》

- (1) 災害により行方不明となり、所在の確認できなくなった者
- (2) 災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者
- (3) 死亡と確認された者

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、消防班が主体となり、搜索部隊を編成し、薩摩川内警察署長及び串木野海上保安部長と協力して実施する。

3 市搜索隊の編成

市搜索隊は、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部要員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

4 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署長に通報するものとする。この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、串木野海上保安部長に通報し、搜索を依頼する。

なお、通報事項は次のとおりとする。

- (1) 行方不明者の人数
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年、月、日、時刻等
- (4) 行方不明となっていると思われる地域
- (5) その他行方不明の状況

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第7節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画〉

第2 遺体の収容埋火葬

1 実施者

遺体の収容は福祉班が、遺体の埋火葬は市民支援班が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

2 遺体の埋火葬方法

- (1) 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- (2) 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人として取り扱う。
- (3) 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、近隣市町への協力要請により広域的に必要数の確保を図る。

災害救助法が適用される災害による被害が生じた場合は、【一般災害対策編第3部第3章第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理等計画】の遺体の収容埋火葬に準ずる。

《 遺体の埋葬方法 》

実施する場合	方法
ア 災害時の混乱の際に死亡した者	ア 原則として火葬とする。
イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な者	イ 埋火葬、納骨に必要な物資等は現物支給
ウ 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難な者	
エ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難な者	

3 埋火葬処理施設 【 資料編^{*1} 参照 】

本項については資料編を参照する。

*1 ● 資料 3.3.10-(1) 火葬施設

第8節 住宅の供給確保計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理、その他を実施するものである。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第11節 住宅の供給確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

福祉班 建設班

第1 応急住宅対策

1 地震災害後の応急措置の内容

- (1) 被災建築物の調査の実施
- (2) 危険度判定調査の実施
- (3) 応急住宅修理計画検討
- (4) 仮設住宅建設計画検討

2 応急住宅対策の実施

- (1) 被災建築物の調査の実施

地震災害後の建築物調査は被害調査報告に基づき実施する。

- (2) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定

大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、地震活動等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、速やかに鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施し、応急措置を行うとともに、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、国及び県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援するものとする。

ア 応急危険度判定従事者派遣要請

県に対し、応急危険度判定に従事する、建築技術者等の派遣を要請する。

イ 応急危険度判定活動

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル ((財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会発行)」の判定基準に基づき行う。

- (3) 二次災害防止のための応急措置

被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の建設【 資料編^{*1} 参照 】

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は、市長が行う。

^{*1} ● 資料 3.3.11-(1) 応急仮設住宅建設候補地

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第8節 住宅の供給確保計画〉

- (2) 救助法が適用され、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- (3) 仮設住宅の建設は建設班が実施する。

2 住宅の応急修理

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の策定と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用され、知事に救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- (3) 住宅の応急修理計画（救助法の適用）

《 住宅の応急修理要領 》

修 理 費 用	国が示す限度額以内
修 理 期 間	災害発生日から 30 日以内(厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。)

3 対象者

《 応急住宅供与対象者 》

- 災害のため
- ア 住家が全壊（焼）又は流出した者
 - イ 居住する住家がない者
 - ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者
 - エ 災害地における住民登録の有無は問わない。

《 住宅応急修理対象者 》

- 災害のため
- ア 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
 - イ 自らの資力では応急修理をすることができない者

《 仮設住宅供与の要点 》

- ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力やほかの生活条件を十分に調査する。
- イ 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

第3 仮設住宅建設計画

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な市民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。ただし、被災者の入居手続き等を円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

(1) 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

- ア 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。
- イ 応急仮設住宅の建設計画を立案し、市民に対して入居募集等の広報を行う。
- ウ 入居世帯数の不足に応じて、近隣市町の協力を得る。
- エ 入居後の生活再建策、災害弱者対策等を配慮した入居措置を検討する。

(2) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、県及びあらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

(3) 公的住宅空家の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や都市基盤整備公団等が管理する公営住宅や公的住宅等の空家の被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

2 応急仮設住宅の建設計画（救助法の適用）

応急仮設住宅のための対象者、戸数、規模、着工及び期間等は災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

《 応急住宅建設要領 》

設 置 場 所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは県又は私有地（所有者と協議）
設 置 規 模	1戸あたり 29.7 m ² (9坪) 以内
設 置 費 用	国が示す限度額を基本とする。
着 工 期 間	災害発生日から 20 日以内に着工（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供 与 期 間	完成の日から 2 年以内
構 造	木造住宅及び組み立て式住宅 ((一社)プレハブ建築協会等)

3 仮設住宅等の入居者の選定

(1) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは、世帯 1 か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第8節 住宅の供給確保計画〉

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割りあてるものとする。

割りあてに際しては、原則として当該市の自治会内の住宅を割りあてるものとするが、

必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

住宅の割りあてを受けた市町村は、当該市の被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

4 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

5 その他の収容施設の設置

野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）は、応急仮設住宅を設置するまでの間、臨時的に設置する。

6 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の調達は、次の方法のいずれかによる。

(1) 国有林野産物（木材）払い下げ申請書、又は災害救助法適用による応急仮設資材の払い下げ申請書を県（林務水産課長）に提出する。

(2) 北薩森林管理署から資材の壳渡しを受ける。

(3) 各請負建設業者に一括請負させる。

あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

7 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第9節 文教対策計画

本計画は、学校施設の被害及び児童、生徒のり災に対処して応急教育の確保を図るものである。大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第12節 文教対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□教育班

第1 文教対策

1 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、市災対本部、教育委員会及び各学校間の通報連絡を密にしなければならない。

(1) 小・中・義務教育学校、その他の文教施設の災害対策は、市長が行う。

(2) 児童、生徒に対する応急措置等は、市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

(3) 各学校の文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
市の学校、幼稚園	市教育委員会
県立の学校	県教育委員会及び知事（県立短大）
災害救助法が適用された場合における、り災 小・中・義務教育学校児童に対する学用品の 給与	知事の委任を受けた市長
私立学校、私立幼稚園	学校法人等の長

2 児童、生徒の安全確保

《 児童、生徒の安全確保 》

ア 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき）

イ 保護者又は教員が引率しての登下校（避難）

ウ 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

3 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、又はその他の施設で実施する。

《 応急対策 》

- ア 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ 屋内運動場、講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- ウ 公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- エ 応急仮校舎の建設

※地区コミュニティセンター等、公共施設等での応急教育は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で実施する。

(2) 実施方法

学校又は児童生徒が災害にあって正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

《 応急教育の実施方法 》

教育委員会の指示により

- ア 臨時に学級を編成し、複式学級又は二部授業等を設ける。
- イ 教場を分散しての出張授業
- ウ 休校しての自宅学習及び巡回指導

第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第3章第13節 義援物資等の取扱い計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

財政車両管理班 市民支援班 福祉班

第1 義援金品の受入れ計画

1 義援金品の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものの状況を把握し、そのリスト及び送り先を市災対本部並びに報道機関、インターネットを通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

(2) 被災者のニーズ

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地の需要について品目、数量を明らかにして、報道機関、インターネットを通じて広報を行う。

(3) 義援金の募集

被害の程度や被災地の状況等を考慮し、市及び関係団体は義援金の募集を行う。

2 物資の購入及び配分計画

財政車両管理班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を立て、市民支援班及び避難所の救助班員及び避難所要員に通知する。

第2 受付方法

1 義援金品の受付

《 義援金品の受付要領 》

- ア 受付期間は、概ね災害発生の日から1か月以内とする。
- イ 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- ウ 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- エ 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- オ 受付期間は、義援金の收支を明らかにする帳簿を備え付ける。

《 受付帳簿の様式 》

義援金品受付状況報告 (機関名)

受付日時	金額	寄贈者	
	(品名、数量)	氏名	住所

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画〉

第3 配分方法

1 対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失、埋没及び床上浸水若しくは船舶等の遭難等により、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

以下の災害による被災者を目安に義援金及び義援物資を配分する。

《 義援金品配分対象者 》

- ア 死者、重傷者（義援金のみ）
- イ 全壊（焼）世帯
- ウ 流失世帯
- エ 半壊（焼）世帯
- オ 床上浸水世帯

2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付されたり災者に対する義援物資は**福祉班**で受け付け、義援金は**財政車両管理班**で受け付け記録したのち、それぞれの班において保管する。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により計画配分する。
- (3) 義援金については、出来る限り迅速な配分に努める。

3 物資の給与又は貸与

物資の給与又は貸与は、**市民支援班**及び**福祉班**が配分計画により災害対策要員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。ボランティアの受入れは市社会福祉協議会が窓口となり行う。

4 日赤救援物資及び義援金の保管

り災者に送付された義援金は、日本赤十字社鹿児島県支部へ引き継がれ管理される。

5 配分基準

日本赤十字社鹿児島県支部へ引き継がれた義援金は、配分委員会において配分の対象、基準、方法、時期並びにその他の必要事項について決定する。

第11節 農林水産業災害の応急対策計画

本計画は、地震災害から農作物を保護するため各種災害時における事前、応急、事後の各段階でとるべき対策を定め、もって各種災害による農林水産物被害を軽減する。

《 主な担当班 》

□農林水産班

第1 事前及び事後対策

1 事前対策

地震により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を確立し、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

2 事後対策

地震発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を確立し農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 農業用施設応急対策

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を要請し、事後の本復旧を推進する。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策
 - ア 浸水時の用水路やポンプ等による排水
 - イ 破損箇所の応急復旧
 - ウ 流入した土砂・樹木等の除去
 - エ 林道の応急復旧

2 種苗の確保

- (1) 市長は、地震災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- (2) 病害虫防除対策
県の指導を仰ぐとともに、農業改良普及センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。
 - ア 緊急防除対策の樹立
地震災害により病害虫が発生し、又はそのおそれがあるときは、病害虫緊急防除対策を確立する。
 - イ 緊急防除指導班の編成
特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図る。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第3章 第11節 農林水産業災害の応急対策計画〉

ウ 空中散布防除の実施

広域にわたって病害虫の発生がみられ、集団一斉防除が必要と認められるときは、空中散布防除を実施する。

エ 農薬の確保

地震災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、県経済農業協同組合連合会及び県農薬卸商業協同組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。また、必要に応じ県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産を要請する。

3 畜産応急対策【 資料編^{*1} 参照 】

(1) 家畜の管理

地震災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難所の選定、避難方法について必要あるときは、市においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して県（家畜保健衛生所）及び獣医師会の協力を得て、畜舎消毒及び家畜診療等の必要な防疫活動を実施する。

災害による死亡家畜については、家畜の飼育者をして、市に届出を行わせるとともに家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

ア 被災家畜に伝染性疫病の疑いがある場合、又は伝染病発生のおそれがあると認められる場合には農林水産班員を被災地に派遣し緊急予防措置をする。

イ 地震災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は市長の要請により診療班を被災地に派遣する。

ウ 飼料の確保

地震災害により飼料の確保が困難となったときは県経済農業協同組合連合会及びその他飼料業者に対し、必要量の確保及び供給について斡旋を行う。

《 家畜管理のための応急措置方法 》

感染症の予防	(1) 家畜保健衛生所による予防注射の実施 (2) 診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施
飼料の確保	(1) 県への政府保有麦、飼料等、放出依頼 (2) 県への飼料業者に対する確保、供給の斡旋依頼

(3) 畜産関係施設の代替施設の確保

飼料関係施設・食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域の施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、県及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

*1 ● 資料 3.3.14-(1) 農林水産防疫機関

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 電力施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 九州電力(株)・九州電力配送電(株)
第2節 ガス施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 南日本ガス(株) <input type="checkbox"/> 鹿児島県エルピーガス協会
第3節 上水道施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 上下水道班
第4節 下水道施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 上下水道班
第5節 電気通信施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 各班
第7節 鉄道施設の応急対策計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 肥薩おれんじ鉄道(株)

第1節 電力施設の応急対策計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第1節 電力施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

九州電力(株)・九州電力配送電(株)

第1 電力施設災害対策

1 電力施設災害対策

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

2 情報の収集、報告

対策組織の長は災害が発生した場合、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第4章 第1節 電力施設の応急対策計画〉

通信、放送、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

エ その他災害に関する情報(交通状況等)

(2) 当社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復旧機材、応援、食料等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

3 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

4 災害時の広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、防災行政無線及び広報車により直接住民へ周知する。

第2節 ガス施設の応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策については、南日本ガス㈱が定める防災業務計画に基づき行う。なお、事業者の防災業務計画は、ガス災害に対する住民の保護を主眼とし次の事項について定める。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第2節 ガス施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

□南日本ガス(株) □ (一社) 鹿児島県LPGガス協会

第1 都市ガス施設等の応急対策計画

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制をとる。

洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたる供給停止等、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会九州地方部会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る。

1 被災状況の把握

都市ガス事業者は、災害に関する情報を収集し、被災状況を集約するとともに、その対策を行なう。

2 情報の連絡・広報

(1) 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を市・県及び関係機関等に密に連絡する。

(2) 広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して見込まれる被害状況及び復旧状況、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報は、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行なうほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 応急復旧計画

(1) 災害対策本部の設置等

ガス事業者は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害対策本部を設置する等対策要員を確保し、必要な措置をとる。

(2) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第4章 第2節 ガス施設の応急対策計画〉

- ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- イ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止
- ウ 製造所・整圧所・ガバナステーション及び市内の主要バルブ放散口からの放散
- エ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的しや断
- オ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- カ その他、状況に応じた適切な措置

(3) 復旧対策

災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

- ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理
- イ 供給停止地域の供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開
- ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報
- エ その他、現場の状況により適切な措置

(4) 火災発生対策

ガスが漏えいした場合、拡散しにくいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的に地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用を遮断し、広範囲に広がる場合は地域別に、又は全域のガスの使用を遮断する等の措置をとる。

第2 LPガスの災害応急対策計画

地震等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

《 LPガスの特徴 》

LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

1 災害広報計画

ガス施設の被害により一般に影響がある場合、住民に対し避難その他の安全措置について広報する。

2 施設応急復旧計画

(1) 救援要請

災害により広範囲にわたりLPガスの供給が必要な場合には、LPガス協会組織を通じて救援を要請し、必要な容量を確保する。

(2) ガスボンベの転倒防止

マイコンメーターの設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

3 保安計画

LPガス施設の被災状況の確認、必要な保安措置、ガス漏洩の早期発見等の方法等について定め、二次災害の防止に努める。

第3節 上水道施設の応急対策計画

上水道施設の耐震性等を強化して、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第3節 上水道施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 上水道施設応急対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の上下水道班の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、市指定給水装置工事事業者に協力を求める。

2 工事事業者等への応援要請

応急復旧工事は、市指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

3 応急措置の内容

(1) 応急措置

《 水道施設の応急措置内容 》

- ア 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ 取水、導水、浄水施設の防護
- ウ 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- エ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

(2) 初期の段階

- ア 復旧部隊の編成
- イ 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査）
- ウ 監督員（工事監督、弁操作）

(3) 第2段階

近隣市町等に工事支援を要請し対応する。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第4章 第3節 上水道施設の応急対策計画〉

(4) 応急復旧工事の順序

初期段階	ア 仕切弁を止める イ 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ウ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） エ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第2段階	ア 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 イ 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ウ 緊急拠点配水地点、学校、公民館等の避難所において臨時給水を行う。 エ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）

(5) 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資機材により応急復旧を行う。

(6) 送水施設

- ア 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- イ 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

(7) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復旧後、速やかに加圧送水ができるよう努める。

第4節 下水道施設の応急対策計画

公共下水道は、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、施設の早期復旧を実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第4節 下水道施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□上下水道班

第1 下水道施設応急対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の上下水道班の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、下水道協会等に協力を求める。

2 応急措置の内容

(1) 応急措置

《 下水処理施設の応急措置内容 》

- ア 汚水処理施設の防護
- イ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ウ 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- エ 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

(2) 汚水排水施設等の応急対策

ア 地震で被害を受けた排水施設等については、速やかに復旧する。

イ トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場を設置し、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

ウ 処理場への流入についても、計画的処理を崩さないよう努力する。

エ 管渠

排水施設等管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。

オ ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、自家発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態が起こらないようにする。

カ 二次災害の備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第4章 第5節 電気通信施設の応急対策計画〉

第5節 電気通信施設の応急対策計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第5節 電気通信施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

□西日本電信電話(株)

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 国内通信施設災害対策計画

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

2 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼動状況
- (6) その他の必要情報

3 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をする。

4 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生し、又は発生が予想される場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の利用

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、自社ホームページ等により直接当該被災地に周知する。

第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第3部第4章第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

建設班 各班

第1 公共土木施設対策

1 公共施設等の範囲

- (1) 公営住宅
- (2) 河川、道路、橋梁及び港湾・漁港、公園等の公共土木施設
- (3) 社会福祉施設、児童福祉施設
- (4) 学校教育施設、社会教育施設及び文化財、その他関連施設

2 応急対策

- (1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

- (2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

- (3) 市民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

- (4) 応援要請

要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、市災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う。

3 市災対本部との連絡及び災害現場における指揮

- (1) 災害現場には、必ず無線を携帯し、市災対本部との連絡を密にする。

- (2) 災害現場の指揮は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携する。

現場指揮は次の任務を遂行する。

ア 応急対策要員の掌握と指揮

イ 被災状況の把握

ウ 応急内容と方法の判断と実施

エ 市災対本部と適切な連絡

【 地震災害対策編 】

〈第3部 第4章 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画〉

4 応急措置の内容

《 各公共施設管理者の応急対策活動の基本 》

- ア 避難等による人命や身体の安全確保
- イ 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
- ウ 文化財の搬出（文化財施設のみ）

（避難や文化財搬出方法等は、あらかじめ定めておく。）

5 市施設以外の施設の応急復旧

県道、県管理河川等の市施設以外の施設災害については、市災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

6 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

地震により被災した建築物及び宅地について、引き続き安全に居住できるか否か等二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を行い、適切な応急対策により二次災害防止及び円滑な市民サービスが行えるよう、建築士会等の協力を得て実施する。又は県へ危険度判定士による判定を要請する。

(1) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査

ア 調査の実施

災害発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、「応急危険度判定士」等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

イ 判定（建築物）

被災建築物の応急危険度判定は、次の3段階とし、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。

《 被災建築物応急危険度判定 》

判 定 （3段階）	
危 険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物は被害程度は少ないです。

(2) 応急・復旧措置

ア 倒壊及び外壁等の脱落のおそれがある公共建築物等については、二次災害を防止し、必要な応急措置を行う。

イ 必要に応じて、被災建築物の復旧を関係機関の協力を得て行う。

第7節 鉄道施設の応急対策計画

《 主な担当班・機関 》

□本部総括班 □九州旅客鉄道(株) □肥薩おれんじ鉄道(株)

第1 鉄道施設対策（九州旅客鉄道(株)・肥薩おれんじ鉄道(株)）

1 災害発生時における列車の運転規則

災害発生時における列車の運転規則については、「運転取扱実施基準」、「鉄道事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」に基づき対処する。

2 事故対策本部等

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「鉄道事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。

3 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

4 応急措置（案内広報等）

関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

5 応急復旧体制

復旧現場本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

第 4 部 地震災害復旧・復興計画

第4部 地震災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧計画

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画 □各班

第2節 激甚災害の指定計画 □各班

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第1章第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□各班

第1 災害復興計画

1 復旧、復興の基本的方向

県と連携し、被災の程度や市民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

(1) 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

2 復興計画

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

【 地震災害対策編 】

〈第4部 第1章 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画〉

3 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

更に、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 災害復旧事業計画

1 基本方針

被災した各施設は、薩摩川内市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し、その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画をたて、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、施設の新設又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上下水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等、活動体制について必要な措置をとる。

第2節 激甚災害の指定計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第1章第2節 激甚災害の指定計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

□各班

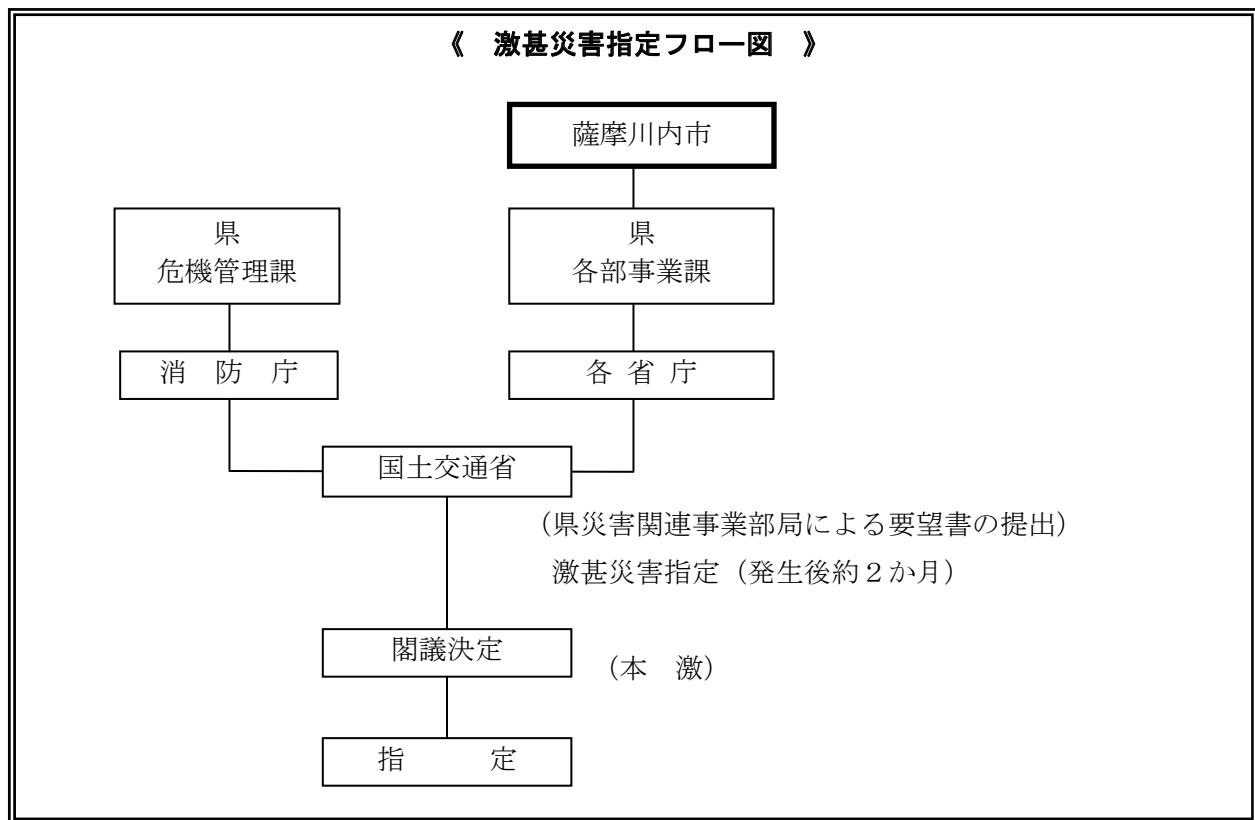
第1 激甚災害に対処するための特別の財政援助

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

(1) 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定める。



(2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二とおりの指定基準がある。

①広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

②市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」

ア 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

【 地震災害対策編 】

〈第4部 第1章 第2節 激甚災害の指定計画〉

イ 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

2 市の実施内容

災対法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

- (1) 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。
- (3) 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援計画

第1節 被災者の生活確保計画

本部総括班 市民支援班

福祉班 建設班

第2節 被災者への融資措置計画

本部総括班 福祉班

農林水産班 経済対策班

第1節 被災者の生活確保計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第2章1節 被災者の生活確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 市民支援班 福祉班 建設班

第1 被災者の生活確保計画

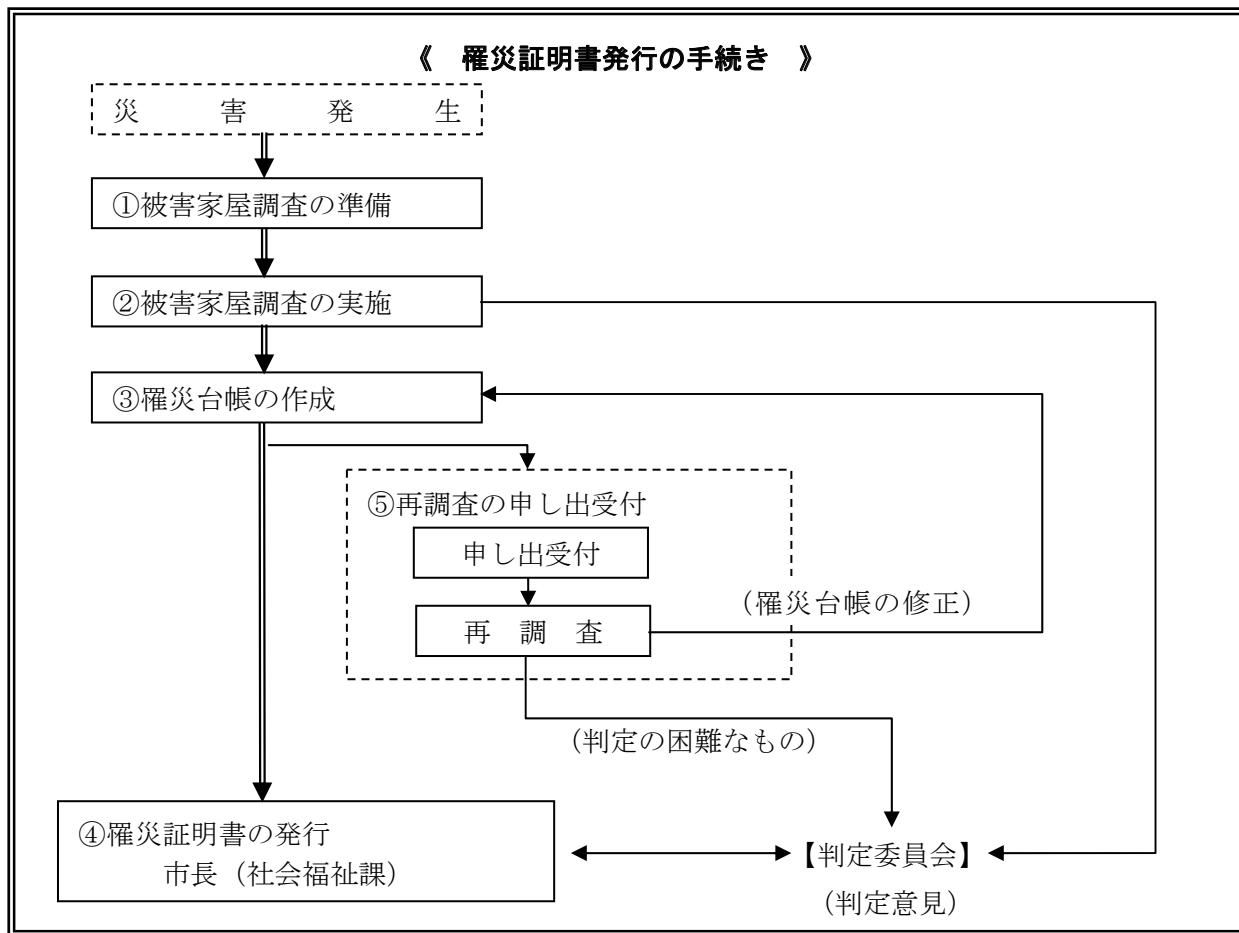
罹災者に対して、生活確保のため次のような諸便宜を供与する。

1 罹災証明書の発行

罹災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や、市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる被害の程度について証明する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(1) 罹災証明書の発行手続き



第2 住宅の確保計画

1 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 住宅の確保

損壊市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融公庫から災害復興住宅の建設資金、又は補修資金の融資を受けることができる。

第3 災害廃棄物の処理計画

1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立する。

また、被災した場合、市域内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画を踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、県災害廃棄物処理計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 計画的な災害廃棄物処理の実施

市は、復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を県が定める災害廃棄物処理実行計画や薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、定めるものとする。

県は、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

4 環境汚染の未然防止・市民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

5 建物等の解体による石綿飛散防止

市は、建築等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 生活安定策

1 職業の斡旋

被災者の職業斡旋措置について県に対して要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介斡旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康、その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業を斡旋する。

2 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した市民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害相談窓口は市災対本部の各班により編成し、行方不明者の捜索、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

3 租税の徴収猶予減免

(1) 市税の減免の措置（税務課）

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

第5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する

【 地震災害対策編 】

〈第4部 第2章 第1節 被災者の生活確保計画〉

事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を県に求めることができる。

第6 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第2節 被災者への融資措置計画

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるほか、【一般災害対策編 第5部第2章第2節 被災者への融資措置計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

本部総括班 福祉班 農林水産班 経済対策班

第1 基本方針

災害時における事業資金等の融資は、被害の程度、規模によって異なるが、次の資金等についてできるだけ行う。

1 農林漁業関係の融資

- (1) 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- (2) 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- (3) 農業振興資金による経営安定資金
- (4) 災害復旧つなぎ資金

2 商工業関係の融資

- (1) (株)日本政策金融公庫資金
- (2) 鹿児島県信用保証協会の保証

3 民生関係の融資

生活福祉資金（災害援護資金）

4 住宅資金の融資

- (1) 災害復興住宅建設補修資金
- (2) 一般個人住宅の災害特別資金
- (3) 地すべり関連住宅資金

5 資金選定の指導

市その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあつ旋指導にあたるものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第4部 第2章 第2節 被災者への融資措置計画〉

6 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって市民住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

第2 災害弔慰金等の金融措置

1 金融措置

(1) 金融措置の種類等

区分	援助・助成措置	担当窓口	備考
支給	ア 災害弔慰金	社会福祉課	
支給	イ 災害障害見舞金	社会福祉課	
支給	ウ 被災者生活再建支援金	社会福祉課	
貸付	エ 災害援護資金貸付金	社会福祉課	
貸付	オ 生活福祉資金	市社会福祉協議会	
貸付	カ 母子寡婦福祉金	保健所	
貸付	キ 金融機関等の融資	金融公庫等	

(2) 市の措置《 参照編*1 参照 》

ア 「薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第118号）」「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

イ 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付する。

ウ 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

2 生活資金対策《 参照編*2*3*4 参照 》

(1) 世帯更生資金

り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつほかの機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

(2) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

*1 ●参考 5.2.2-(2) 薩摩川内市災害弔慰金の支給等に関する条例

*2 ●参考 5.2.2-(3) 災害弔慰金

*3 ●参考 5.2.2-(4) 災害障害見舞金

*4 ●参考 5.2.2-(5) 災害見舞金等の支給

(3) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置（窓口：福祉班）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

ア 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の規定に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(オ) (ア)～(エ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(エ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

イ 対象世帯と支給額

被災世帯となった世帯のうち次に該当する世帯主に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の合計額を支給する。

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

ウ 市の措置（支給事務の委託）

県から、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託された場合、市はその事務の円滑な措置を行う。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進 計画

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策と して行う事務又は業務の大綱	<input type="checkbox"/> 各班
第4節 南海トラフ地震の想定	<input type="checkbox"/> 各班

第1節 推進計画の目的

《 主な担当班 》

本部総括班

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第1章 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域〉

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された。【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

参考1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準

《 指定基準の概要 》

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

参考2 法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定基準

※本市は非該当

《 指定基準の概要 》

- 津波による30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化区域の市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

《 主な担当班 》

各班

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、【一般災害対策編 第1部第2章 防災機関の業務の大綱】に定めるところによる。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第1章 第4節 南海トラフ地震の想定〉

第4節 南海トラフ地震の想定

《 主な担当班 》

□各班

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本市に最も影響を与えるケースでは、陸側ケースにおいて最大震度5強の揺れと、最大津波高4メートルの津波の発生が想定されている。

本市に最も影響を与える地震及び津波の発生形態並びに被害の状況については、【第1部 第5章災害の想定を】参照する。

第2 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。このため市は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

本部総括班

第2節 情報伝達体制の確立

本部総括班
情報収集応援班

第1節 活動体制の確立

《 主な担当班 》

本部総括班

市は、南海トラフ地震が発生した場合、第3部第1章第1節「応急活動体制計画」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急対策を実施する。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第2章 第2節 情報伝達体制の確立〉

第2節 情報伝達体制の確立

《 主な担当班 》

本部総括班 情報収集応援班

南海トラフ地震発生時は、第3部第1章第2節「情報伝達体制計画」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配計画	<input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
第2節 他機関に対する応援要請計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第3節 帰宅困難者への対応計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 経済対策班

第1節 資機材、人員等の配備手配計画

《 主な担当班・関係機関 》

各班 防災関係機関

第1 物資等の調達手配

市は、本市における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、必要とする物資が不足する場合には、県に対して県が保有する物資等の供給の要請をするとともに、市町村間の斡旋等の措置を依頼する。

第2 人員の配備

市は、人員の配備状況を把握し、必要とする地域への職員の動員等、全庁的な措置をとるものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行うものとする。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第3章 第2節 他機関に対する応援要請計画〉

第2節 他機関に対する応援要請計画

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班

第1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は、【第3部第1章第4節 受援・応援体制計画】に定めるところによる。

第2 市は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に基づいて応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、【第3部第1章第5節 自衛隊の災害派遣計画】に定めるところによる。

第4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れこととなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を整備するよう努めるものとする。

第5 市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊のほか、県、県内の市町村、指定行政機関等からの派遣を受け入れことになった場合に備え、県等との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ態勢を整備するよう努めるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応計画

《 主な担当班 》

本部総括班 広報班 経済対策班

一般災害対策編第3部第2章第10節10帰宅困難者に係る対策に定めるところによる。

第4章 時間差発生等に備えた対応

第1節 基本的方針	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第2節 平時における対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中） が発表された場合の対応	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒）が発表された場合の対応	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 注意）が発表された場合の対応	<input type="checkbox"/> 本部総括班

第1節 基本方針

《 主な担当班 》

本部総括班

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方方が示されており、その考え方は、

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動ができるだけ維持することを基本とする。

なお、県及び市は、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表される。

県及び市は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

《 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件 》

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8 . 0 以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7 . 0 以上8 . 0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6 . 8 以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本の方針

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急災害対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

県及市は、国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県及び市は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

【 地震災害対策編 】
〈第5部 第4章 第1節 基本的方針〉

- ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難
 - イ 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ
 - ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
 - エ その他必要な措置
- (4) 避難の対象地域の検討
- 市は、(3)のアに定める住民等の避難に関し、地域の状況等必要に応じ、対象地域を設定するものとする。
- なお、検討の結果、対象地域がない場合には、その旨明示するものとする。
- ア 事前避難対象地域
 - 国からの指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域
 - イ 住民事前避難対象地域
 - 事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域
 - ウ 高齢者等事前避難対象地域
 - 事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域
- (5) 避難指示等の発令
- 市において事前避難対象地域を設定した場合は、国からの指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。
- なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、市が避難所の確保を行うものとする。
- ア 住民事前避難対象地域については避難指示
 - イ 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難
- (6) 期間経過後の措置
- 巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、県及び推進地域に指定されている市は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応
- (1) 後発地震に対して注意する措置
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、県及び市は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。
- (2) 巨大地震注意対応の内容
- 巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。
- ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等

との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等) の再確認の呼びかけ
イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・国からの指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

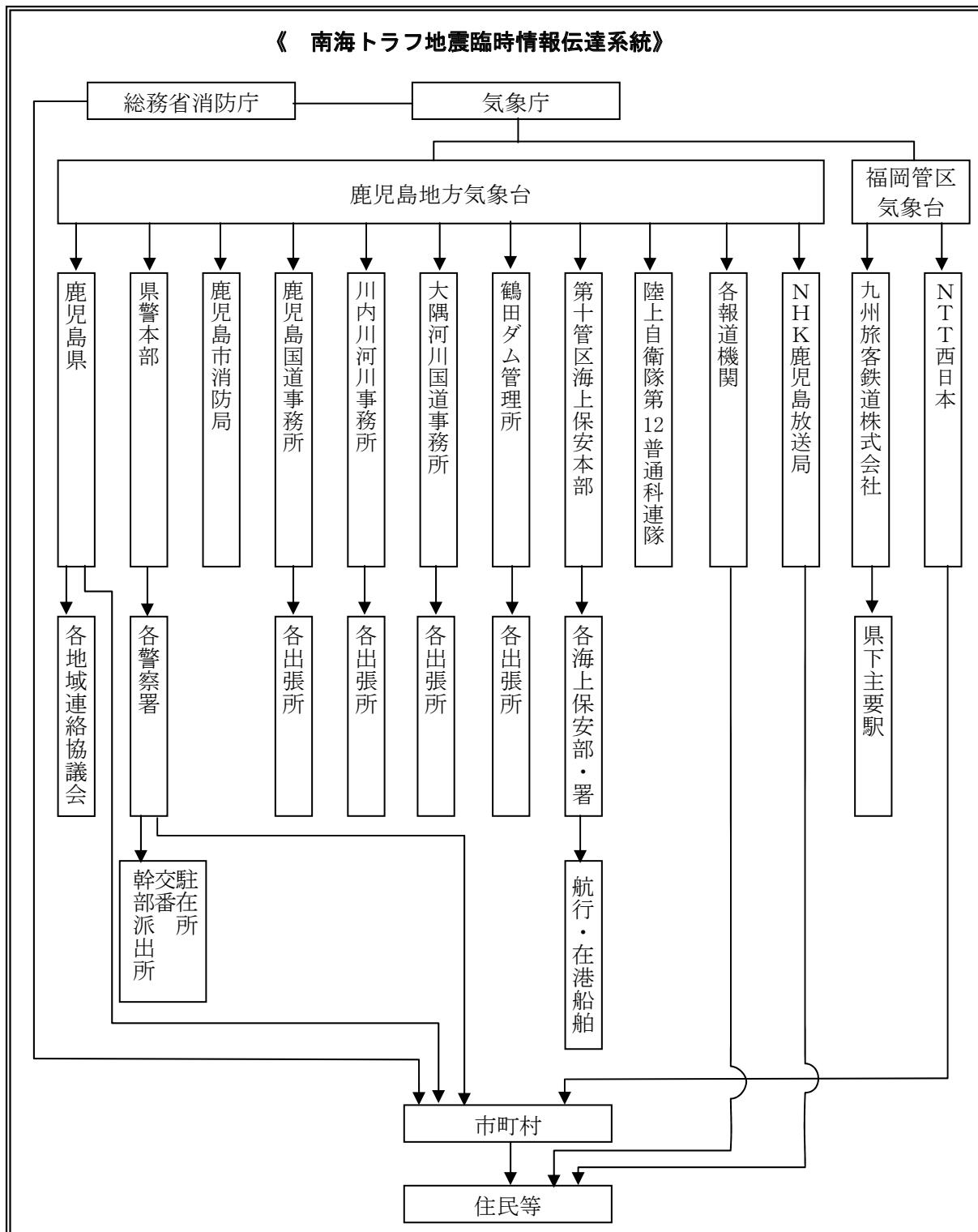
第2節 平時における対策

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報の伝達系統を以下に示す



第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

県及び市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3 事前避難対象地域等の周知

県及び市は、平時から、地域内の事前避難対象地域をホームページ、広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第4章 第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応〉

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 情報連収集体制の設置

気象庁や県から発表される情報の収集や住民への情報の伝達、連絡調整のため、本部に防災安全課職員により、支部に地域振興課職員等による情報収集体制をとる。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広報

1 内容及び手段

県は、県ホームページ、エックス、鹿児島県防災W e bなどの手段により、市は、防災行政無線、広報車の巡回、インターネット（市ホームページ、ポータルサイト及び市公式L I N E）及びコミュニティFM放送等などの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 災害対策本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部・支部を設置する。

第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの指示の伝達

県は、国からの指示が発せられた場合、防災情報ネットワーク、電子メール等の手段により、速やかに推進地域に指定されている市町村及び関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

市は、県の行う災害応急対策の実施状況等の情報収集に協力する。

(1) 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況等について、本部長に報告するとともに、その情報を市民安全対策部と共有する。

(2) 関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る他の機関が実施した災害応急対策の実施状況等について情報を収集し、本部長に報告するとともに、その情報を市民安全対策部と共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、確実に市民安全対策部及び保険福祉対策部と共有する。

3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

県は、県ホームページ、エックス、鹿児島県防災Webなどの手段により、市は、防災行政無線、広報車の巡回、インターネット（市ホームページ及びポータルサイト）及びコミュニティFM放送等などの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、市が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第4章 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応〉

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

県及び市は、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎や、社会教育施設、体育施設、図書館、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とするべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

4 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

県及び市の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、県及び市は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

1 避難の実施における市の措置

市は、事前避難対象地域を設定している場合は、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

2 避難の実施における県の措置

県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次のとおり避難の実施における措置をとる。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。

また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。

(1) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力

(2) 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、

収容者の救護のため必要な措置

3 避難所の運営等

県は、避難所の運営等について、市町村からの応援要請に応じ、次のとおり支援等を行う。

(1) 避難所の運営に係る支援・協力等

避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

(2) 避難後の救護

避難者に対する食料、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等

(1) 市は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な支援を実施する。

2 警備対策

市は、県警察の実施する、犯罪及び混乱の防止等に関する業務に協力するものとする。

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信及び放送に係る関係機関等は、それぞれの業務の継続が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、業務を継続するための必要な体制を確保するものとする。

4 交通対策

(1) 道路

ア 市は、県警察の実施する、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領についての周知に関する広報に協力する。

イ 県及び市は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

ウ 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

(2) 海上

ア 第十管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第4章 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応〉

輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

第7 市が管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

住民等が利用する庁舎や、社会教育施設、体育施設、図書館、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

＜留意事項＞

- (ア) 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための退（待）避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあっては、その機能を果たすために必要な措置

イ 学校にあっては、次の事項

- (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
- (イ) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 道路、河川その他の公共施設

(1) 道路

市は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

市は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。

なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむを得ない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第4章 第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応〉

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

《 主な担当班 》

□本部総括班

第1 災害警戒本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部・支部を設置する。

第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

県は、県ホームページ、エックス、鹿児島県防災Webなどの手段により、市は、防災行政無線、広報車の巡回、インターネット（市ホームページ及びポータルサイト）及びコミュニティFM放送等などの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

併せて、市が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

2 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎や、社会教育施設、体育施設、図書館、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外

や想定震源域の海溝軸外側 50 キロメートル程度までの範囲でマグニチュード 7.0 以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、1 週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける県及び市町村の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

市は、管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第5章 第1節 津波からの防護計画〉

第5章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 に関する事項

第1節 津波からの防護計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 経済対策班
第2節 津波に関する情報の伝達等計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
第3節 避難対策等計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 救護支援班 <input type="checkbox"/> 経済対策班
第4節 消防機関等の活動計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 消防団
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 事業者の対策計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 上下水道班 <input type="checkbox"/> 九州電力株 <input type="checkbox"/> 南日本ガス株 <input type="checkbox"/> 鹿児島県L P ガス協会 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株 <input type="checkbox"/> 日本放送協会鹿児島放送局 <input type="checkbox"/> 指定地方公共機関(放送事業者)
第6節 交通対策計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建設班 <input type="checkbox"/> 農林水産班 <input type="checkbox"/> 経済対策班 <input type="checkbox"/> 薩摩川内警察署 <input type="checkbox"/> 串木野海上保安部 <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株 <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道株 <input type="checkbox"/> 肥薩おれんじ鉄道株
第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する 対策計画	<input type="checkbox"/> 各班
第8節 迅速な救助計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 消防団

第1節 津波からの防護計画

《 主な担当班 》

本部総括班 建設班 農林水産班 経済対策班

第1 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、地震が発生し津波のおそれがある場合は、直ちに水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の必要な安全確保対策を講ずるものとする。

第2 河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検・計画的な整備

河川、海岸、港湾及び漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした、堤防、防潮堤、水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また、既存の施設については耐震点検を実施し、計画的な補強・整備を推進するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川、海岸、港湾及び漁港等の水門や陸閘等の管理者は、水門等の開閉体制、開閉手順、平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリポート臨時発着場の整備方針

市は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

5 防災行政無線等の整備等の方針

市は、津波警報等の情報を入手・伝達するJ－A L E R Tシステム及び防災行政無線等の維持・更新を行い、適切な管理を行うものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第5章 第2節 津波に関する情報の伝達等計画〉

第2節 津波に関する情報の伝達等計画

《 主な担当班 》

本部総括班 防災関係機関

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【第3部 第2章 初動期の応急対策】に定めるところによる。

第3節 避難対策等計画

《 主な担当班 》

本部総括班 福祉班 救護支援班 経済対策班

第1 市は、津波災害対策編第3部第3章第7節及び一般災害対策編第3部第2章第6節に定める「避難計画」に基づき避難対策を行うものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、適切に対応するものとする。

第2 市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難行動がとれるよう、津波避難に関する意識啓発を県と連携しながら取り組むものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第5章 第4節 消防機関等の活動計画〉

第4節 消防機関等の活動計画

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班 消防団

第1 市は、消防局及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- 1 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、防災行政無線による広報及び報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
- 2 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

第3 水防管理団体等は、水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係事業者の対策計画

《 主な担当班・関係機関 》

- 本部総括班 広報班 上下水道班 九州電力(株) 南日本ガス(株)
- 鹿児島県L P ガス協会 西日本電信電話(株) 日本放送協会鹿児島放送局
- 指定地方公共機関(放送事業者)

第1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第2 電気

- 1 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
また、災害応急活動の拠点等に対して電気を供給するために必要な措置を実施するものとする。
- 2 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、【第3部第4章第1節 電力施設の応急対策計画】に定めるところによる。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は、【第3部第4章第2節 ガス施設の応急対策計画】に定めるところによる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を実施するものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は、【第3部第4章第5節 電気通信施設の応急対策計画】に定めるところによる。

第5 放送

- 1 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して被害に関する情報、交通に関する情報、

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第5章 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係事業者の対策計画〉

ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

- 3 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 4 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビ、株式会社エフエム鹿児島が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6節 交通対策計画

《 主な担当班・関係機関 》

本部総括班 建設班 農林水産班 経済対策班
薩摩川内警察署 串木野海上保安部 九州旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)
肥薩おれんじ鉄道(株)

第1 道路

県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがある場所における交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上

- 1 串木野海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の制限等の措置を実施するものとする。
- 2 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。

第3 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行停止その他運行上の措置を講じるものとする。

第4 乗客等の避難誘導

列車、船舶等の旅客運送事業者や、駅等のターミナルの施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努めるものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第5章 第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策計画〉

第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策計画

《 主な担当班 》

□各班

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、診療所、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 診療所にあっては、重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、
 - ア 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全にする措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 非常用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 市は、避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に支障があるときは、県に対して協力を依頼するものとする。

- 3 市は、屋内避難に使用する建物の選定の際、適当な建物がなく、不足する場合には、県に対して県有施設の提供等について協力を依頼するものとする。

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助計画

《 主な担当班 》

本部総括班 消防班 消防団

第1 被災者の救助・救急活動の実施体制の充実

市は、被災者の救助・救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防庁舎等の耐震化、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保等に努めるものとする。

第2 消防団の充実

市は、消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第3 受援計画等の作成

市は、自衛隊、警察、消防等による迅速な救助が実施されるよう、応援等実施計画及び受援計画等を作成するものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

《 主な担当班 》

- 本部総括班 福祉班 救護支援班 建設班
- 農林水産班 経済対策班 教育班 消防班

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、新たに作成する薩摩川内市国土強靭化地域計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として、市全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、【地震対策編第2部第1章第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）計画】に定めるところによる。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震対策が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第2 避難経路の整備

道路は市民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において、避難経路の役割を発揮することから、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街部の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生、及び地震後の大雪により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務であることから、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を推進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務であることから、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災す

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画〉

る恐れが高い危険箇所等の整備を推進するものとする。

第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により5戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を実施するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備促進を図るものとする。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

2 緊急輸送を確保するための港湾の整備

港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震点検や耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

3 緊急輸送を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、【第2部第3章第2節 通信・広報体制の整備計画】に定めるところによる。

第7章 防災訓練計画

《 主な担当班・関係機関 》

□本部総括班 □防災関係機関

第1 市、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第4 市は、県、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練を実施するほか、県及び他の市町村、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

1 動員訓練及び本部運営訓練

2 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

3 警備及び交通規制訓練

第5 市は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練を実施する場合、次のことに留意して行うものとする。

1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させよう工夫すること。

2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

【 地震災害対策編 】

〈第5部 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画〉

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

《 主な担当班 》

本部総括班 広報班 消防班 消防団

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

地域住民に対する防災教育は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識